

参考資料

令和元年6月26日現在

- 障害者総合支援給付支払業務の概要及び月次処理(標準日程) . . . P 1
- 障害介護給付費等単位数サービスコード(抜粋) P 2
- 決定サービスごとの設定内容 P 5
- 決定サービスコード対応表 P 8
- 決定サービスコードの最長期間について P 12
- 決定支給量の算出方法 P 14
- 介護給付費明細書等・実績記録票様式 P 18
- 過誤調整依頼書(様式・記載例) P 21
- 過誤申立事由コード一覧 P 23
- インタフェース仕様書(市町村編)(抜粋) P 25

障害者総合支援給付支払業務月次処理（標準日程）

	県⇄連合会(事業所台帳)	市町村⇄連合会(受給者台帳等)	事業所請求情報	請求・支払
1	事業所台帳異動情報授受			
2	新規指定事業所へ関係書類一式送付【連合会⇒事業所】			
3		受給者台帳異動情報・過誤申立情報授受		
4				
5		エラー照会・修正	テスト送信	
6		台帳登録	仮点検等	
7	全国事業所台帳交換(※1)	統計報告情報(実績データ)		事業所へ支払通知情報送信(前月審査分)(※2)
8				
9				
10	事業所台帳登録完了	受給者台帳登録完了	事業所請求データ受付×切(※2)	
11		受給者台帳関連資格エラー照会・修正	事業所及び受給者台帳との突合、一次審査等(※3)	
12	事業所台帳関連エラー照会・修正			
13				
14				
15				事業所支払(前月審査分)
16	全国事業所台帳交換(※1)			
17				
18				
19				
20		一次審査結果資料送信		
21		二次審査(市町村審査)		
22				
23				
24				
25				
26		二次審査結果を連合会へ返却	請求情報確定	
27		統計報告情報(国庫負担基準都道府県別集計)		
28				
29				
30				請求発送日【連合会⇒市町村】
31			審査結果関係帳票送信【返戻等一覧表等】(※2)	

※1 事業所台帳から当月異動・訂正分の事業所更新情報を作成し、国保中央会へ送信します。

国保中央会・・・国保連合会から受信した他県分の請求情報等・審査結果情報を振り分け、受給者の所在する県の国保連合会へ送信します。また、各国保連合会から送信された支払県別集計表情報を基に、相殺計算書情報、給付費支払手数料相殺計算書情報を作成し、支払が発生した国保連合会へ相殺納付額請求書を送付します。

※2 事業所は請求情報を電子請求受付システムへ(インターネットにて)送信します。また、審査結果や支払に関する通知も電子請求受付システムにて取得します。

※3 事業所と受給者の所在する都道府県が異なる場合、事業所からの請求受付及び受付点検は、事業所が所在する都道府県の国保連合会で行います。また、事業所と受給者の所在する都道府県が異なる場合、請求情報等の交換、請求県別集計表の受け渡しは国保中央会を経由して行います。資格審査及び支給量管理は、受給者が所在する都道府県の国保連合会で行います。

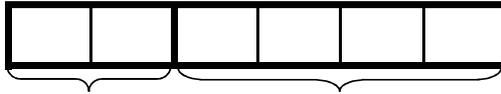
完全版は国保中央会のHPから取得してください

介護給付費等単位数サービスコード (平成30年4月施行版)

1	居宅介護サービスコード表	...	1
2	重度訪問介護サービスコード表	...	267
3	同行援護サービスコード表	...	304
4	行動援護サービスコード表	...	447
5	療養介護サービスコード表	...	448
6	生活介護サービスコード表	...	478
7	経過的生活介護サービスコード表	...	661
8	短期入所サービスコード表	...	694
9	重度障害者等包括支援サービスコード表	...	703
10	施設入所支援サービスコード表	...	704
11	経過の施設入所支援サービスコード表	...	730
12	自立訓練(機能訓練)サービスコード表	...	763
13	自立訓練(生活訓練)サービスコード表	...	774
14	宿泊型自立訓練サービスコード表	...	785
15	就労移行支援サービスコード表	...	788
16	就労移行支援(養成)サービスコード表	...	888
17	就労継続支援A型サービスコード表	...	987
18	就労継続支援B型サービスコード表	...	1066
19	就労定着支援サービスコード表	...	1132
20	自立生活援助サービスコード表	...	1137
21	共同生活援助サービスコード表	...	1138
22	計画相談支援サービスコード表	...	1241
23	障害児相談支援サービスコード表	...	1244
24	地域相談支援(地域移行支援)サービスコード表	...	1246
25	地域相談支援(地域定着支援)サービスコード表	...	1247
26	福祉型障害児入所施設サービスコード表	...	1248
27	医療型障害児入所施設サービスコード表	...	1281
28	児童発達支援サービスコード表	...	1286
29	医療型児童発達支援サービスコード表	...	1343
30	放課後等デイサービスコード表	...	1346
31	居宅訪問型児童発達支援サービスコード表	...	1405
32	保育所等訪問支援サービスコード表	...	1407

介護給付費等単位数サービスコードについて

サービスコードの構成:



サービス種類コード サービス項目コード

サービス種類・サービス種類コード:

サービス種類	サービス種類コード	サービス項目コード
居宅介護	11	サービス種類 毎に付番
重度訪問介護	12	
行動援護	13	
重度包括	14	
同行援護	15	
療養介護	21	
生活介護	22	
経過的生活介護	22	
短期入所	24	
施設入所支援	32	
経過的施設入所支援	32	
共同生活援助(グループホーム)	33	
宿泊型自立訓練	34	
自立生活援助	35	
自立訓練(機能訓練)	41	
自立訓練(生活訓練)	42	
就労移行支援	43	
就労移行支援(養成)	44	
就労継続支援A型	45	
就労継続支援B型	46	
就労定着支援	47	
計画相談支援	52	
地域相談支援(地域移行支援)	53	
地域相談支援(地域定着支援)	54	
障害児相談支援	55	
児童発達支援	61	
医療型児童発達支援	62	
放課後等デイ	63	
保育所等訪問支援	64	
居宅訪問型児童発達支援	65	
福祉型障害児入所施設	71	
医療型障害児入所施設	72	

サービス内容略称:

介護給付費等単位数サービスコードの算定項目に対応した略称名称であり、最大30文字としている。算定項目を複数合成しているものについては、原則「・」の区切りをつけている。

留意事項:

- ・ 青色 の網掛けは、平成30年4月の報酬改定により、サービスコードが追加及び変更になったもの
- ・ 黄色 の網掛けは、平成30年4月の報酬改定により、サービスコードの変更はないが、項目等が変更になったもの
- ・ 灰色 の網掛けは、平成30年4月の報酬改定により、サービスコードが廃止になったもの

1 居宅介護サービスコード表

イ 居宅における身体介護（日中のみ）

サービスコード	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
11	1111 身体日0.5	(1)日中 30分未満				248	1回につき
11	1112 身体日0.5・2人					248	
11	1113 身体日0.5・基		基礎研修課程 修了者等により 行われる場合	×	70%	174	
11	1114 身体日0.5・基・2人					174	
11	A001 身体日0.5・初計					223	
11	A002 身体日0.5・2人・初計					223	
11	A003 身体日0.5・基・初計		基礎研修課程 修了者等により 行われる場合	×	70%	157	
11	A004 身体日0.5・基・2人・初計					157	
11	A005 身体日0.5・建1					223	
11	A006 身体日0.5・2人・建1					223	
11	A007 身体日0.5・基・建1		基礎研修課程 修了者等により 行われる場合	×	70%	157	
11	A008 身体日0.5・基・2人・建1					157	
11	A009 身体日0.5・初計・建1				201		
11	A010 身体日0.5・2人・初計・建1				201		
11	A011 身体日0.5・基・初計・建1	基礎研修課程 修了者等により 行われる場合	×	70%	141		
11	A012 身体日0.5・基・2人・初計・建1				141		
11	1115 身体日1.0	(2)日中 30分以上 1時間未満				392	
11	1116 身体日1.0・2人					392	
11	1117 身体日1.0・基		基礎研修課程 修了者等により 行われる場合	×	70%	274	
11	1118 身体日1.0・基・2人					274	
11	A021 身体日1.0・初計					353	
11	A022 身体日1.0・2人・初計					353	
11	A023 身体日1.0・基・初計		基礎研修課程 修了者等により 行われる場合	×	70%	247	
11	A024 身体日1.0・基・2人・初計					247	
11	A025 身体日1.0・建1					353	
11	A026 身体日1.0・2人・建1					353	
11	A027 身体日1.0・基・建1		基礎研修課程 修了者等により 行われる場合	×	70%	247	
11	A028 身体日1.0・基・2人・建1					247	
11	A029 身体日1.0・初計・建1				318		
11	A030 身体日1.0・2人・初計・建1				318		
11	A031 身体日1.0・基・初計・建1	基礎研修課程 修了者等により 行われる場合	×	70%	222		
11	A032 身体日1.0・基・2人・初計・建1				222		
11	1119 身体日1.5	(3)日中 1時間以上 1時間30分未満				570	
11	1120 身体日1.5・2人					570	
11	1121 身体日1.5・基		基礎研修課程 修了者等により 行われる場合	×	70%	399	
11	1122 身体日1.5・基・2人					399	
11	A041 身体日1.5・初計					513	
11	A042 身体日1.5・2人・初計					513	
11	A043 身体日1.5・基・初計		基礎研修課程 修了者等により 行われる場合	×	70%	359	
11	A044 身体日1.5・基・2人・初計					359	
11	A045 身体日1.5・建1					513	
11	A046 身体日1.5・2人・建1					513	
11	A047 身体日1.5・基・建1		基礎研修課程 修了者等により 行われる場合	×	70%	359	
11	A048 身体日1.5・基・2人・建1					359	
11	A049 身体日1.5・初計・建1				462		
11	A050 身体日1.5・2人・初計・建1				462		
11	A051 身体日1.5・基・初計・建1	基礎研修課程 修了者等により 行われる場合	×	70%	323		
11	A052 身体日1.5・基・2人・初計・建1				323		
11	1123 身体日2.0	(4)日中 1時間30分以上 2時間未満				651	
11	1124 身体日2.0・2人					651	
11	1125 身体日2.0・基		基礎研修課程 修了者等により 行われる場合	×	70%	456	
11	1126 身体日2.0・基・2人					456	
11	A061 身体日2.0・初計					586	
11	A062 身体日2.0・2人・初計					586	
11	A063 身体日2.0・基・初計		基礎研修課程 修了者等により 行われる場合	×	70%	410	
11	A064 身体日2.0・基・2人・初計					410	
11	A065 身体日2.0・建1					586	
11	A066 身体日2.0・2人・建1					586	
11	A067 身体日2.0・基・建1		基礎研修課程 修了者等により 行われる場合	×	70%	410	
11	A068 身体日2.0・基・2人・建1					410	
11	A069 身体日2.0・初計・建1				527		
11	A070 身体日2.0・2人・初計・建1				527		
11	A071 身体日2.0・基・初計・建1	基礎研修課程 修了者等により 行われる場合	×	70%	369		
11	A072 身体日2.0・基・2人・初計・建1				369		

決定サービスコードごとの設定内容

サービス種類コード	サービス項目コード	サービス内容	支給量 単位区分	障害 支援区分 非該当	障害 支援区分 1	障害 支援区分 2	障害 支援区分 3	障害 支援区分 4	障害 支援区分 5	障害 支援区分 6
11	1000	居宅介護身体介護決定	時間	非該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
11	2000	居宅介護家事援助決定	時間	非該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
11	3000	居宅介護通院介助(身体介護伴う)決定	時間	非該当	非該当	該当	該当	該当	該当	該当
11	4000	居宅介護通院介助(身体介護伴わない)決定	時間	非該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
11	5000	居宅介護通院等乗降介助決定	回	非該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
11	0908	居宅介護加算特別地域加算対象者	—	非該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
12	1000	重度訪問介護重度障害者等包括支援対象者決定	時間	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	該当
12	2000	重度訪問介護障害支援区分6該当者決定	時間	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	該当
12	3000	重度訪問介護その他決定	時間	非該当	非該当	非該当	該当	該当	該当	該当
12	0901	重度訪問介護加算移動介護	時間	非該当	非該当	非該当	該当	該当	該当	該当
12	0908	重度訪問介護加算特別地域加算対象者	—	非該当	非該当	非該当	該当	該当	該当	該当
13	1000	行動援護基本決定	時間	非該当	非該当	非該当	該当	該当	該当	該当
13	0908	行動援護加算特別地域加算対象者	—	非該当	非該当	非該当	該当	該当	該当	該当
14	1000	重度包括基本決定	単位	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	該当
14	0906	重度包括支援加算地域生活移行個別支援加算対象者	—	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	該当
14	0908	重度包括支援加算特別地域加算対象者	—	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	該当
14	0930	重度包括支援加算精神障害者地域移行特別加算対象者	—	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	該当
14	0931	重度包括支援加算強度行動障害者地域移行特別加算対象者	—	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	該当
15	1000	同行援護(身体介護伴う)決定 ※平成31年3月末までの経過措置を設ける予定	時間	非該当	非該当	該当	該当	該当	該当	該当
15	2000	同行援護(身体介護伴わない)決定 ※平成31年3月末までの経過措置を設ける予定	時間	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
15	3000	同行援護基本決定	時間	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
15	4000	同行援護基本決定(盲ろう者)	時間	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
15	0908	同行援護加算特別地域加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
21	1000	療養介護基本決定	日数	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	該当	該当
21	2000	療養介護経過措置対象者決定	日数	該当	該当	該当	該当	該当	非該当	非該当
21	3000	療養介護児童移行者対象者決定	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
22	1000	生活介護基本決定	日数	非該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
22	2000	生活介護経過措置対象者決定	日数	該当	該当	該当	該当	非該当	非該当	非該当
22	4000	生活介護児童移行者対象者決定(知的障害児)	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
22	5000	生活介護児童移行者対象者決定(自閉症児)	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
22	6000	生活介護児童移行者対象者決定(盲児)	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
22	7000	生活介護児童移行者対象者決定(ろうあ児)	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
22	8000	生活介護児童移行者対象者決定(肢体不自由児)	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
22	0902	生活介護加算重度障害者支援加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
22	0917	生活介護児童移行者加算強度行動障害	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
22	0918	生活介護児童移行者加算重度重複	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
22	0919	生活介護児童移行者加算自活訓練	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
22	0920	生活介護児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅰ))	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
22	0921	生活介護児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅱ))	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
22	0922	生活介護児童移行者加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅰ))	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
22	0923	生活介護児童移行者加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅱ))	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
22	0924	生活介護児童移行者加算重度障害児支援(肢体不自由児)	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
22	0927	生活介護児童移行者加算重度障害児支援(強度行動障害)	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
24	1000	短期入所障害者決定	日数	非該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
24	2000	短期入所障害者医療型(療養介護)決定	日数	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	該当	該当
24	3000	短期入所障害者医療型(その他)決定	日数	非該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
24	4000	短期入所障害児決定	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
24	5000	短期入所障害児医療型(重心)決定	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
24	6000	短期入所障害児医療型(その他)決定	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
24	0902	短期入所加算重度障害者支援加算対象者	—	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	該当
24	0928	短期入所加算重度障害者支援加算(強度行動障害)対象者	—	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	該当
32	1000	施設入所支援基本決定	日数	非該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	2000	施設入所支援経過措置対象者決定	日数	該当	該当	該当	該当	非該当	非該当	非該当
32	3000	施設入所支援訓練等給付利用者決定	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	5000	施設入所支援児童移行者対象者決定(知的障害児)	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	6000	施設入所支援児童移行者対象者決定(自閉症児)	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	7000	施設入所支援児童移行者対象者決定(盲児)	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	8000	施設入所支援児童移行者対象者決定(ろうあ児)	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	9000	施設入所支援児童移行者対象者決定(肢体不自由児)	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	0901	施設入所支援加算重度障害者支援(体制)加算Ⅰ(基本)対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	0902	施設入所支援加算重度障害者支援(体制)加算Ⅰ(重度)対象者	—	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	該当
32	0903	施設入所支援加算重度障害者支援加算Ⅱ対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	0906	施設入所支援加算地域生活移行個別支援加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	0917	施設入所支援児童移行者加算強度行動障害	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	0918	施設入所支援児童移行者加算重度重複	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	0919	施設入所支援児童移行者加算自活訓練	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	0920	施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅰ))	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	0921	施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅱ))	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	0922	施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅰ))	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	0923	施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅱ))	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	0924	施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(肢体不自由児)	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
32	0927	施設入所支援児童移行者加算重度障害児支援(強度行動障害)	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当

決定サービスコードごとの設定内容

サービス種類コード	サービス項目コード	サービス内容	支給量単位区分	障害支援区分 非該当	障害支援区分 1	障害支援区分 2	障害支援区分 3	障害支援区分 4	障害支援区分 5	障害支援区分 6
33	1000	共同生活援助基本決定	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
33	3000	共同生活援助重度障害者居宅介護利用対象者決定	日数	非該当	非該当	非該当	非該当	該当	該当	該当
33	0902	共同生活援助加算重度障害者支援加算対象者	—	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	該当
33	0906	共同生活援助加算地域生活移行個別支援加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
33	0930	共同生活援助加算精神障害者地域移行特別加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
33	0931	共同生活援助加算強度行動障害者地域移行特別加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
33	0801	共同生活援助特定障害者特別給付費対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
33	0802	共同生活援助受託居宅介護サービス費対象者	時間	非該当	非該当	該当	該当	該当	該当	該当
34	1000	宿泊型自立訓練基本決定	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
34	2000	宿泊型自立訓練長期入院等対象者決定	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
34	0906	宿泊型自立訓練加算地域生活移行個別支援加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
34	0930	宿泊型自立訓練加算精神障害者地域移行特別加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
34	0931	宿泊型自立訓練加算強度行動障害者地域移行特別加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
35	1000	自立生活援助基本決定(退所後1年未満)	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
35	2000	自立生活援助基本決定(退所後1年以上・その他)	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
35	0908	自立生活援助加算特別地域加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
41	1000	自立訓練(機能訓練)基本決定	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
41	2000	自立訓練(機能訓練)基本決定(視覚障害)	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
41	0908	自立訓練(機能訓練)加算特別地域加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
41	0929	自立訓練(機能訓練)加算社会生活支援特別加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
42	1000	自立訓練(生活訓練)基本決定	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
42	3000	自立訓練(生活訓練)基本決定(視覚障害)	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
42	0903	自立訓練(生活訓練)加算精神障害者退院支援施設加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
42	0905	自立訓練(生活訓練)加算短期滞在加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
42	0908	自立訓練(生活訓練)加算特別地域加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
42	0929	自立訓練(生活訓練)加算社会生活支援特別加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
43	1000	就労移行支援基本決定	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
43	0903	就労移行支援加算精神障害者退院支援施設加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
43	0929	就労移行支援加算社会生活支援特別加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
43	0932	就労移行支援加算在宅時生活支援サービス加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
44	1000	就労移行支援(養成施設)基本決定	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
44	0929	就労移行支援(養成施設)加算社会生活支援特別加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
44	0932	就労移行支援(養成施設)加算在宅時生活支援サービス加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
45	1000	就労継続支援A型基本決定	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
45	0929	就労継続支援A型加算社会生活支援特別加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
45	0932	就労継続支援A型加算在宅時生活支援サービス加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
46	1000	就労継続支援B型基本決定	日数	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
46	0929	就労継続支援B型加算社会生活支援特別加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
46	0932	就労継続支援B型加算在宅時生活支援サービス加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
47	1000	就労定着支援基本決定	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
52	1000	計画相談支援決定	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
52	2000	計画相談支援特別地域加算対象者決定	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
52	3000	計画相談支援居宅介護支援費重複減算Ⅰ対象者決定	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
52	4000	計画相談支援居宅介護支援費重複減算Ⅱ対象者決定	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
52	5000	計画相談支援介護予防支援費重複減算対象者決定	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
52	6000	計画相談支援居宅介護支援費重複減算Ⅰ・特別地域加算対象者決定	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
52	7000	計画相談支援居宅介護支援費重複減算Ⅱ・特別地域加算対象者決定	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
52	8000	計画相談支援介護予防支援費重複減算・特別地域加算対象者決定	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
53	1000	地域移行支援基本決定	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
53	0908	地域移行支援加算特別地域加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
54	1000	地域定着支援基本決定	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当
54	0908	地域定着支援加算特別地域加算対象者	—	該当	該当	該当	該当	該当	該当	該当

※ 支給量単位区分の「—」は、設定の必要がないものをあらわす。(設定された場合、無視する。)

決定サービスコードごとの設定内容

サービス種類コード	サービス項目コード	サービス内容	支給量単位区分	障害支援区分 非該当	障害支援区分 1	障害支援区分 2	障害支援区分 3	障害支援区分 4	障害支援区分 5	障害支援区分 6
55	1000	障害児相談支援決定	—	—	—	—	—	—	—	—
55	2000	障害児相談支援特別地域加算対象者決定	—	—	—	—	—	—	—	—
61	1000	児童発達支援基本決定	日数	—	—	—	—	—	—	—
61	2000	児童発達支援基本決定(難聴児)	日数	—	—	—	—	—	—	—
61	3000	児童発達支援基本決定(重症心身障害児)	日数	—	—	—	—	—	—	—
61	0908	児童発達支援加算強度行動障害	—	—	—	—	—	—	—	—
61	0911	児童発達支援加算人工内耳装用児支援	—	—	—	—	—	—	—	—
62	1000	医療型児童発達支援基本決定(肢体不自由児)	日数	—	—	—	—	—	—	—
62	2000	医療型児童発達支援基本決定(重症心身障害児)	日数	—	—	—	—	—	—	—
63	1000	放課後等デイサービス基本決定	日数	—	—	—	—	—	—	—
63	2000	放課後等デイサービス基本決定(重症心身障害児)	日数	—	—	—	—	—	—	—
63	0908	放課後等デイサービス加算強度行動障害	—	—	—	—	—	—	—	—
64	1000	保育所等訪問支援基本決定	日数	—	—	—	—	—	—	—
65	1000	居宅訪問型児童発達支援基本決定	日数	—	—	—	—	—	—	—
65	0923	居宅訪問型児童発達支援加算特別地域加算対象者	—	—	—	—	—	—	—	—
71	1000	児童入所支援基本決定(知的障害児)	—	—	—	—	—	—	—	—
71	2000	児童入所支援基本決定(自閉症児)	—	—	—	—	—	—	—	—
71	3000	児童入所支援基本決定(盲児)	—	—	—	—	—	—	—	—
71	4000	児童入所支援基本決定(ろうあ児)	—	—	—	—	—	—	—	—
71	5000	児童入所支援基本決定(肢体不自由児)	—	—	—	—	—	—	—	—
71	0901	児童入所支援加算幼児	—	—	—	—	—	—	—	—
71	0908	児童入所支援加算強度行動障害	—	—	—	—	—	—	—	—
71	0909	児童入所支援加算重度重複	—	—	—	—	—	—	—	—
71	0910	児童入所支援加算自活訓練	—	—	—	—	—	—	—	—
71	0913	児童入所支援加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅰ))	—	—	—	—	—	—	—	—
71	0914	児童入所支援加算重度障害児支援(知的障害児(Ⅱ))	—	—	—	—	—	—	—	—
71	0915	児童入所支援加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅰ))	—	—	—	—	—	—	—	—
71	0916	児童入所支援加算重度障害児支援(盲ろうあ児(Ⅱ))	—	—	—	—	—	—	—	—
71	0917	児童入所支援加算重度障害児支援(肢体不自由児)	—	—	—	—	—	—	—	—
71	0922	児童入所支援加算重度障害児支援(強度行動障害)	—	—	—	—	—	—	—	—
72	1000	医療型児童入所支援基本決定(自閉症児)	—	—	—	—	—	—	—	—
72	2000	医療型児童入所支援基本決定(肢体不自由児)	—	—	—	—	—	—	—	—
72	3000	医療型児童入所支援基本決定(重症心身障害児)	—	—	—	—	—	—	—	—
72	5000	医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(自閉症児)	—	—	—	—	—	—	—	—
72	6000	医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(肢体不自由児)	—	—	—	—	—	—	—	—
72	7000	医療型児童入所支援基本決定(有期有目的)(重症心身障害児)	—	—	—	—	—	—	—	—
72	0921	医療型児童入所支援加算乳幼児	—	—	—	—	—	—	—	—
72	0909	医療型児童入所支援加算重度重複	—	—	—	—	—	—	—	—
72	0910	医療型児童入所支援加算自活訓練	—	—	—	—	—	—	—	—
72	0918	医療型児童入所支援加算重度障害児支援(自閉症児(Ⅰ))	—	—	—	—	—	—	—	—
72	0919	医療型児童入所支援加算重度障害児支援(自閉症児(Ⅱ))	—	—	—	—	—	—	—	—
72	0920	医療型児童入所支援加算重度障害児支援(肢体不自由児)	—	—	—	—	—	—	—	—
72	0922	医療型児童入所支援加算重度障害児支援(強度行動障害)	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 支給量単位区分の「—」は、設定の必要がないものをあらわす。(設定された場合、無視する。)

完全版は国保中央会のHPから取得してください

請求サービスコードと決定サービスコードの対応表

※網掛けは、平成30年4月報酬改定等により、追加及び変更になったもの

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
11	居宅介護	居宅における身体介護	111111~111999 112000~112058 112061~112364 11A001~11A012 11A021~11A032 11A041~11A052 11A061~11A072 11A081~11A092 11A101~11A112 11A121~11A132 11A141~11A152 11A161~11A172 11A181~11A192 11A201~11A212 11A221~11A232 11A241~11A252 11A261~11A272 11A281~11A292 11A301~11A312 11A321~11A332 11A341~11A352 11A361~11A372 11A381~11A392 11A401~11A412 11A421~11A432 11A441~11A452 11A461~11A472 11A481~11A492 11A501~11A512 11A521~11A532 11A541~11A552 11A561~11A572 11A581~11A592 11A601~11A612 11A621~11A632 11A641~11A652 11A661~11A672 11A681~11A692 11A701~11A712 11A721~11A732 11A741~11A752 11A761~11A772 11A781~11A792	111000

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
12	重度訪問介護	重度障害者等の場合 (重度訪問介護Ⅰ)	121121、121122 121131、121132 121141、121142 121151、121152 121161、121162 121171、121172 121181、121182 121391、121392 121401、121402 121411、121412 121421、121422 121431、121432 122121、122122 122131、122132 122141、122142 122151、122152 122161、122162 122171、122172 122181、122182 122391、122392 122401、122402 122411、122412 122421、122422 122431、122432 123121、123122 123131、123132 123141、123142 123151、123152 123161、123162 123171、123172 123181、123182 123391、123392 123401、123402 123411、123412 123421、123422 123431、123432 124121、124122 124131、124132 124141、124142 124151、124152 124161、124162 124171、124172 124181、124182 124391、124392 124401、124402	121000

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
12	重度訪問介護	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	126715	121000
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	126710	122000
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	126665	123000
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ	126670	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴ	126675	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	126685	
		行動障害支援連携加算	126720	
13	行動援護	行動援護	131111～131264	131000
		利用者負担上限額管理加算	135010	
		特定事業所加算	136010～136013	
		特別地域加算	136015	130908
		初回加算	136020	131000
		緊急時対応加算	136025	
		喀痰吸引等支援体制加算	136100	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	136715	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	136710	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	136665	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ	136670	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴ	136675	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	136685	
		行動障害支援指導連携加算	136720	
14	重度包括支援	重度包括支援	141311～141313	141000
		喀痰吸引等支援体制加算	146100	
		低所得者利用加算	145070	
		初回加算	146020	
		医療連携体制加算	146021～146026 146031～146034	
		送迎加算	146590、146593	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ	146621	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ	146616	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ	146596	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳ	146601	
		福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴ	146606	
		福祉・介護職員処遇改善特別加算	146611	
		特別地域加算	146015	140908
		地域生活移行個別支援特別加算	146070	140906
		精神障害者地域移行特別加算	146890	140930
強度行動障害者地域移行特別加算	146895	140931		

サービス種類 コード	サービス種類	サービス内容	請求サービスコード	決定サービス コード
15	同行援護	同行援護(身体介護を伴う場合)	151111~151999	151000
		(平成31年3月末まで)	152000~152018 157001~157454	
		同行援護(身体介護を伴わない場合)	153111~153574	152000
		(平成31年3月末まで)	157455~157686	
		同行援護	157687~157690	153000
			157695~157698	154000
			157703~157706	
			157711~157714	
			157719~157722	
			157727~157730	
			157735~157738	
			157743~157746	
			157751~157754	
			157759~157762	
			157767~157770	
			157775~157778	
			157783~157786	
			157791~157794	
			157799~157802	
			157807~157810	
			157815~157818	
	157823~157826			
	157831~157834			
	157839~157842			
	157847~157850			
	157855~157858			
	157863~157866			
	157871~157874			
	157879~157882			
	157887~157890			
	157895~157898			
	157903~157906			
	157911~157914			
	157919~157922			
	157927~157930			
	157935~157938			
	157943~157946			
	157951~157954			
	157959~157962			
	157967~157970			
	157975~157978			
	157983~157986			
	157991~157994			
	157999~158002			

決定サービスコードの最長期間について

決定サービスの最長期間（障害福祉サービス費の場合）

決定サービスコード(上2桁)	名称	最長期間 ※1		
		経過措置無	経過措置有	
11	居宅介護	1年	1.5年	
12	重度訪問介護	1年	1.5年	
13	行動援護	1年	1.5年	
14	重度障害者等包括支援	1年	1.5年	
15	同行援護(※2)	1年	1.5年	
21	療養介護	3年	3.5年	
22	生活介護	3年	3.5年	
23	児童デイ(※3)	1年	1.5年	
24	短期入所	1年	1.5年	
31	共同生活介護(※5)	3年	3.5年	
32	施設入所支援	3年	3.5年	
33	共同生活援助	3年	3.5年	
34	宿泊型自立訓練	1年	1年(対象外)	
41	自立訓練(機能訓練)	1.5年	1.5年(対象外)	
42	自立訓練(生活訓練)	3年	3年(対象外)	
43	就労移行支援	1年	1年(対象外)	
44	就労移行支援(養成施設)	5年	5年(対象外)	
45	就労継続支援A型	3年	3.5年	
46	就労継続支援B型	50歳以上	3年	3.5年
		50歳未満	3年	3年(対象外)
51	相談支援事業(※3)	-	-	
52	計画相談支援(※4)	-	-	
53	地域移行支援(※4)	0.5年	0.5年	
54	地域定着支援(※4)	1年	1年	
81	旧身体入所更生(※3)	3年	3年(対象外)	
82	旧身体通所更生(※3)	3年	3年(対象外)	
83	旧身体入所療護(※3)	3年	3年(対象外)	
84	旧身体通所療護(※3)	3年	3年(対象外)	
85	旧身体入所授産(※3)	3年	3年(対象外)	
86	旧身体通所授産(※3)	3年	3年(対象外)	
91	旧知的入所更生(※3)	3年	3年(対象外)	
92	旧知的通所更生(※3)	3年	3年(対象外)	
93	旧知的入所授産(※3)	3年	3年(対象外)	
94	旧知的通所授産(※3)	3年	3年(対象外)	
95	旧知的通勤寮(※3)	3年	3年(対象外)	

※1 支給決定の最長期間は、決定支給期間(開始年月日)により、以下のとおり判定します。

《「15:同行援護」以外の場合》

－2007年9月30日以前の場合、「経過措置有」の期間

－2007年10月1日以降の場合、「経過措置無」の期間

《「15:同行援護」の場合》

－2012年3月31日以前の場合、「経過措置有」の期間

－2012年4月1日以降の場合、「経過措置無」の期間

※2 平成23年10月1日から有効なサービスです。

※3 平成24年3月31日まで有効なサービスです。

※4 平成24年4月1日から有効なサービスです。

※5 平成26年3月31日まで有効なサービスです。

決定サービスの最長期間（障害児給付費の場合）

障害児給付費 決定サービスコード(上2桁)	名称	最長期間
11	知的障害児施設(※1)	3年
12	第1種自閉症児施設(※1)	3年
13	第2種自閉症児施設(※1)	3年
21	知的障害児通園施設(※1)	1年
31	盲児施設(※1)	3年
32	ろうあ児施設(※1)	3年
33	難聴幼児通園施設(※1)	1年
41	肢体不自由児施設(入所)(※1)	3年
42	肢体不自由児施設(通所)(※1)	1年
43	肢体不自由児療護施設(※1)	3年
44	肢体不自由児通園施設(※1)	1年
45	指定医療機関(肢体不自由児)(※1)	3年
51	重症心身障害児施設(※1)	3年
52	指定医療機関(重心)(※1)	3年
55	障害児相談支援(※2)	-
61	児童発達支援(※2)	1年
62	医療型児童発達支援(※2)	1年
63	放課後等デイサービス(※2)	1年
64	保育所等訪問支援(※2)	1年
71	障害児入所支援(※2)	3年
72	医療型障害児入所支援(※2)	3年

※1 平成24年3月31日まで有効なサービスです。

※2 平成24年4月1日から有効なサービスです。

(3) 決定支給量の算出方法

【入所施設系サービスの決定支給量(障害福祉サービス)】

サービス種類	受給者台帳(支給決定) 決定支給量の設定有無		決定支給量の算出方法						
	有	無							
21:療養介護 31:共同生活介護 (※3)	○	—	受給者台帳(支給決定)の決定支給量。						
32:施設入所支援 34:宿泊型自立訓練 33:共同生活援助 (※1) 81:旧身体入所更生 (※2) 83:旧身体入所療護 (※2) 85:旧身体入所授産 (※2) 91:旧知的入所更生 (※2) 93:旧知的入所授産 (※2) 95:旧知的通勤寮 (※2)	—	○	<p>「当該月の日数/月」。</p> <p>ただし、受給者台帳(支給決定)の決定支給期間が、月途中の開始や終了となる場合、以下のとおり決定支給量を算出する。</p> <table border="1"> <tr> <td>月途中から開始する場合</td> <td>(「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日)+1</td> </tr> <tr> <td>月途中で終了する場合</td> <td>決定支給期間(終了年月日)の日</td> </tr> <tr> <td>月途中から開始し、 月途中で終了する場合</td> <td>(決定支給期間(終了年月日)-決定支給期間(開始年月日))+1</td> </tr> </table>	月途中から開始する場合	(「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日)+1	月途中で終了する場合	決定支給期間(終了年月日)の日	月途中から開始し、 月途中で終了する場合	(決定支給期間(終了年月日)-決定支給期間(開始年月日))+1
月途中から開始する場合	(「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日)+1								
月途中で終了する場合	決定支給期間(終了年月日)の日								
月途中から開始し、 月途中で終了する場合	(決定支給期間(終了年月日)-決定支給期間(開始年月日))+1								
特記事項									
<p>サービス提供年月が2009年10月以降2014年3月以前であって、次の決定サービスコードのいずれも支給決定されており、支給決定期間とサービス提供年月に重なりがある場合に、その決定サービスコードのいずれでも算定が可能である請求サービスコードの点検では、その点検に使用する決定支給量を以下の通りとする。</p> <p><対象決定サービスコード> 311000(共同生活介護) 313000(共同生活介護重度障害者居宅介護利用対象者)</p> <p><決定支給量> 決定サービスコード「311000」と「313000」の決定支給量をそれぞれ算出し、和を求める。</p> <p>①和がサービス提供年月の「当該月の日数/月」より大きい場合</p> <p>a) 決定サービスコード「311000」の決定支給量が、決定サービスコード「313000」の決定支給量より大きい場合、決定サービスコード「311000」の決定支給量と「当該月の日数/月」のうち、大きいものを決定支給量とする。 (等しい場合は、「当該月の日数/月」を決定支給量とする)</p> <p>b) 決定サービスコード「311000」の決定支給量が、決定サービスコード「313000」の決定支給量以下の場合、決定サービスコード「313000」の決定支給量と「当該月の日数/月」のうち、大きいものを決定支給量とする。 (等しい場合は、「当該月の日数/月」を決定支給量とする)</p> <p>②和がサービス提供年月の「当該月の日数/月」以下となった場合、和を決定支給量とする。</p>									

10. 付録

特記事項

サービス提供年月が 2014 年 4 月以降であって、次の決定サービスコードのいずれも支給決定されており、支給決定期間とサービス提供年月に重なりがある場合に、その決定サービスコードのいずれでも算定が可能である請求サービスコードの点検では、その点検に使用する決定支給量を以下の通りとする。

<対象決定サービスコード>

331000(共同生活援助)

333000(共同生活援助重度障害者居宅介護利用対象者)

<決定支給量>

決定サービスコード「331000」と「333000」の決定支給量をそれぞれ算出し、和を求める。

①和がサービス提供年月の「当該月の日数/月」より大きい場合

a) 決定サービスコード「331000」の決定支給量が、決定サービスコード「333000」の決定支給量より大きい場合、決定サービスコード「331000」の決定支給量と「当該月の日数/月」のうち、大きいものを決定支給量とする。

(等しい場合は、「当該月の日数/月」を決定支給量とする)

b) 決定サービスコード「331000」の決定支給量が、決定サービスコード「333000」の決定支給量以下の場合、決定サービスコード「333000」の決定支給量と「当該月の日数/月」のうち、大きいものを決定支給量とする。

(等しい場合は、「当該月の日数/月」を決定支給量とする)

②和がサービス提供年月の「当該月の日数/月」以下となった場合、和を決定支給量とする。

※1 受託居宅介護サービス費以外の場合

※2 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用しない

※3 サービス提供年月が平成 26 年 4 月以降使用しない

【重度包括支援サービスの決定支給量】

サービス種類	受給者台帳(支給決定) 決定支給量の設定有無		決定支給量の算出方法
	有	無	
14: 重度包括支援	—	—	「(1日当たりの単位数×当該月の日数)/月」。

【通所施設系サービスの決定支給量(障害福祉サービス)】

サービス種類	受給者台帳(支給決定)決定支給量の設定有無		決定支給量の算出方法						
	有	無							
	○	—	受給者台帳(支給決定)の決定支給量。						
22:生活介護 41:自立訓練 (機能訓練) 42:自立訓練 (生活訓練) 43:就労移行支援 44:就労移行支援 (養成施設) 45:就労継続支援 (A型) 46:就労継続支援 (B型) 82:旧身体通所更生 (※1) 84:旧身体通所療護 (※1) 86:旧身体通所授産 (※1) 92:旧知的通所更生 (※1) 94:旧知的通所授産 (※1)	—	○	<p>「当該月の日数から8日を控除した日数/月」。</p> <p>ただし、受給者台帳(支給決定)の決定支給期間が、月途中の開始や終了となる場合、以下のとおり決定支給量を算出する。</p> <table border="1"> <tr> <td>月途中から開始する場合</td> <td> <p>「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」より小さい場合</p> <p>(「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日)+1</p> <p>「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」以上の場合</p> <p>「当該月の日数から8日を控除した日数/月」</p> </td> </tr> <tr> <td>月途中で終了する場合</td> <td> <p>決定支給期間(終了年月日)の日が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」より小さい場合</p> <p>決定支給期間(終了年月日)の日</p> <p>決定支給期間(終了年月日)の日が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」以上の場合</p> <p>「当該月の日数から8日を控除した日数/月」</p> </td> </tr> <tr> <td>月途中から開始し、月途中で終了する場合</td> <td> <p>「(決定支給期間(終了年月日)-決定支給期間(開始年月日))+1」が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」より小さい場合</p> <p>(決定支給期間(終了年月日)-決定支給期間(開始年月日))+1</p> <p>「(決定支給期間(終了年月日)-決定支給期間(開始年月日))+1」が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」以上の場合</p> <p>「当該月の日数から8日を控除した日数/月」</p> </td> </tr> </table>	月途中から開始する場合	<p>「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」より小さい場合</p> <p>(「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日)+1</p> <p>「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」以上の場合</p> <p>「当該月の日数から8日を控除した日数/月」</p>	月途中で終了する場合	<p>決定支給期間(終了年月日)の日が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」より小さい場合</p> <p>決定支給期間(終了年月日)の日</p> <p>決定支給期間(終了年月日)の日が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」以上の場合</p> <p>「当該月の日数から8日を控除した日数/月」</p>	月途中から開始し、月途中で終了する場合	<p>「(決定支給期間(終了年月日)-決定支給期間(開始年月日))+1」が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」より小さい場合</p> <p>(決定支給期間(終了年月日)-決定支給期間(開始年月日))+1</p> <p>「(決定支給期間(終了年月日)-決定支給期間(開始年月日))+1」が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」以上の場合</p> <p>「当該月の日数から8日を控除した日数/月」</p>
月途中から開始する場合	<p>「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」より小さい場合</p> <p>(「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日)+1</p> <p>「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」以上の場合</p> <p>「当該月の日数から8日を控除した日数/月」</p>								
月途中で終了する場合	<p>決定支給期間(終了年月日)の日が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」より小さい場合</p> <p>決定支給期間(終了年月日)の日</p> <p>決定支給期間(終了年月日)の日が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」以上の場合</p> <p>「当該月の日数から8日を控除した日数/月」</p>								
月途中から開始し、月途中で終了する場合	<p>「(決定支給期間(終了年月日)-決定支給期間(開始年月日))+1」が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」より小さい場合</p> <p>(決定支給期間(終了年月日)-決定支給期間(開始年月日))+1</p> <p>「(決定支給期間(終了年月日)-決定支給期間(開始年月日))+1」が、「当該月の日数から8日を控除した日数/月」以上の場合</p> <p>「当該月の日数から8日を控除した日数/月」</p>								
特記事項									
<p>サービス提供年月が2009年3月以前であって、次の決定サービスコードのいずれも支給決定されており、支給決定期間とサービス提供年月に重なりがある場合に、その決定サービスコードのいずれでも算定が可能である請求サービスコードの点検では、その点検に使用する決定支給量を以下の通りとする。</p> <p><対象決定サービスコード></p> <p>420904(継続的短期滞在加算対象者)</p> <p>420905(短期滞在加算対象者)</p> <p><決定支給量></p> <p>決定サービスコード「420904」と「420905」の決定支給量をそれぞれ算出し、和を求める。</p> <p>420904(継続的短期滞在加算対象者)は当該月の日数を求める。⇒「入所施設系サービスの決定支給量」を参照。</p> <p>420905(短期滞在加算対象者)は原則の日数を求める。⇒「通所施設系サービスの決定支給量」を参照。</p> <p>①和がサービス提供年月の「当該月の日数/日数」より大きい場合</p> <p>a) 決定サービスコード「420904」の決定支給量が、決定サービスコード「420905」の決定支給量より大きい場合、決定サービスコード「420904」の決定支給量と「当該月の日数/月」のうち、大きいものを決定支給量とする。</p> <p>(等しい場合は、「当該月の日数/月」を決定支給量とする)</p> <p>b) 決定サービスコード「420904」の決定支給量が、決定サービスコード「420905」の決定支給量以下の場合、決定サービスコード「420905」の決定支給量と「当該月の日数/月」のうち、大きいものを決定支給量とする。</p> <p>(等しい場合は、「当該月の日数/月」を決定支給量とする)</p> <p>②和がサービス提供年月の「当該月の日数/月」以下となった場合、和を決定支給量とする。</p> <p>ただし、サービス提供年月が2009年04月以降については、「420905」のみを使用する。</p>									

特記事項

サービス提供年月が 2009 年 3 月以前であって、次の決定サービスコードのいずれも支給決定されており、支給決定期間とサービス提供年月に重なりがある場合に、その決定サービスコードのいずれでも算定が可能である請求サービスコードのチェックでは、そのチェックに使用する決定支給量を以下の通りとする。

＜対象決定サービスコード＞

- 420903(自立訓練(生活訓練)支援加算精神障害者退院支援施設対象者)
- 430903(就労移行支援加算精神障害者退院支援施設対象者)

＜決定支給量＞

決定サービスコード「420903」と「430903」の決定支給量をそれぞれ算出し、和を求める。

- 420903(自立訓練(生活訓練)支援加算精神障害者退院支援施設対象者)は当該月の日数を求める。⇒「入所施設系サービスの決定支給量」を参照。
- 430903(就労移行支援加算精神障害者退院支援施設対象者) は当該月の日数を求める。⇒「入所施設系サービスの決定支給量」を参照。

①和がサービス提供年月の「当該月の日数/日数」より大きい場合

- a) 決定サービスコード「420903」の決定支給量が、決定サービスコード「430903」の決定支給量より大きい場合、決定サービスコード「420903」の決定支給量と「当該月の日数/月」のうち、大きいものを決定支給量とする。
(等しい場合は、「当該月の日数/月」を決定支給量とする)
- b) 決定サービスコード「420903」の決定支給量が、決定サービスコード「430903」の決定支給量以下の場合、決定サービスコード「430903」の決定支給量と「当該月の日数/月」のうち、大きいものを決定支給量とする。
(等しい場合は、「当該月の日数/月」を決定支給量とする)

②和がサービス提供年月の「当該月の日数/月」以下となった場合、和を決定支給量とする。

※1 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用しない

【入所系サービスの決定支給量(障害児支援)】

サービス種類	決定支給量の算出方法						
71:障害児入所支援 (※1) 72:医療型障害児入所支援 (※1)	「当該月の日数/月」。						
	ただし、障害児支援受給者台帳(支給決定)の決定支給期間が、月途中の開始や終了となる場合、以下のとおり決定支給量を算出する。						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">月途中から開始する場合</td> <td>(「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日)+1</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">月途中で終了する場合</td> <td>決定支給期間(終了年月日)の日</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">月途中から開始し、月途中で終了する場合</td> <td>(決定支給期間(終了年月日)-決定支給期間(開始年月日))+1</td> </tr> </table>	月途中から開始する場合	(「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日)+1	月途中で終了する場合	決定支給期間(終了年月日)の日	月途中から開始し、月途中で終了する場合	(決定支給期間(終了年月日)-決定支給期間(開始年月日))+1
	月途中から開始する場合	(「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日)+1					
月途中で終了する場合	決定支給期間(終了年月日)の日						
月途中から開始し、月途中で終了する場合	(決定支給期間(終了年月日)-決定支給期間(開始年月日))+1						

※1 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用する

【通所系サービスの決定支給量(障害児支援)】

サービス種類	決定支給量の算出方法					
61:児童発達支援 (※1) 62:医療型児童発達支援 (※1) 63:放課後等デイサービス (※1) 64:保育所等訪問支援 (※1) 65:居宅訪問型児童発達支援 (※2)	障害児支援受給者台帳(支給決定)の決定支給量。					
	障害児支援受給者台帳(支給決定)の決定支給期間が、月途中の開始や終了となる場合、以下のとおり決定支給量を算出し、障害児支援受給者台帳(支給決定)の決定支給量と比較する。					
	比較した結果、障害児支援受給者台帳(支給決定)の決定支給量より小さい場合、算出した値が決定支給量となる。					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">月途中から開始する場合</td> <td>(「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日)+1</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">月途中で終了する場合</td> <td>決定支給期間(終了年月日)の日</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">月途中から開始し、月途中で終了する場合</td> <td>(決定支給期間(終了年月日)-決定支給期間(開始年月日))+1</td> </tr> </table>	月途中から開始する場合	(「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日)+1	月途中で終了する場合	決定支給期間(終了年月日)の日	月途中から開始し、月途中で終了する場合
月途中から開始する場合	(「当該月の日数/月」-決定支給期間(開始年月日)の日)+1					
月途中で終了する場合	決定支給期間(終了年月日)の日					
月途中から開始し、月途中で終了する場合	(決定支給期間(終了年月日)-決定支給期間(開始年月日))+1					

※1 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用する

※2 サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降使用する

障害福祉サービス費 請求明細書様式一覧

該当様式	該当明細書等	サービス種類
様式第二	介護給付費 訓練等給付費 等明細書	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援、 短期入所、療養介護、生活介護、 施設入所支援、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援
様式第三	介護給付費 訓練等給付費 等明細書	共同生活介護、共同生活援助
様式第四	サービス利用 計画作成費請求書 ※平成24年3月サービスまで	相談支援 ※平成24年3月サービスまで
	計画相談支援給付費 請求書 ※平成24年4月サービスから	計画相談支援 ※平成24年4月サービスから
様式第五	地域相談支援給付費 明細書 ※平成24年4月サービスから	地域相談支援
様式第六 (H30.4月より新規)	計画相談支援給付費 明細書	計画相談支援
様式第十	特例計画相談支援 給付費請求書	計画相談支援
様式第十一 (H30.4月より新規)	特例計画相談支援 給付費明細書 ※平成24年4月サービスから	計画相談支援 ※平成24年4月サービスから
様式第十二 (H30.4月より様式第 六から様式第十二 へ変更)	特例介護給付費 特例訓練等給付費 明細書	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 短期入所、生活介護、自立訓練、就労継続支援

障害児給付費 請求明細書様式一覧

該当様式	該当明細書等	サービス種類
様式第二	障害児通所給付費・ 入所給付費等明細書	児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
様式第三	障害児相談支援給付費 請求書	障害児相談支援
様式第五	特例障害児通所給付費等 明細書	児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
様式第六	特例障害児相談支援給付費明 細書	障害児相談支援

(5) サービス提供実績記録票情報の様式種別番号

【障害福祉サービス】

障害福祉 サービス種類コード	様式種別番号	サービス提供実績記録票情報の種類
11:居宅介護	0101 様式1	居宅介護サービス提供実績記録票情報
12:重度訪問介護	0301 様式3-1	重度訪問介護サービス提供実績記録票情報(様式3-1)
	0302 様式3-2	重度訪問介護サービス提供実績記録票情報(様式3-2) (※1)
13:行動援護	0201 様式2	行動援護サービス提供実績記録票情報
14:重度包括	0401 様式4	重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票情報
15:同行援護(※2)	1901 様式19	同行援護サービス提供実績記録票情報
21:療養介護	-	-
22:生活介護	0701 様式7	生活介護サービス提供実績記録票情報
23:児童デイ(※3)	0501 様式5	児童デイサービス提供実績記録票情報
24:短期入所	0601 様式6	短期入所サービス提供実績記録票情報
31:共同生活介護(※5)	0801 様式8	共同生活介護サービス実績記録票情報
32:施設入所支援	0901 様式9	施設入所支援提供実績記録票情報
33:共同生活援助	1801 様式18-1	共同生活援助サービス実績記録票情報(様式18-1)
	1802 様式18-2	共同生活援助サービス実績記録票情報(様式18-2) (※6)
34:宿泊型自立訓練	1501 様式15	宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票情報
35:自立生活援助(※7)	2301 様式23	自立生活援助提供実績記録票情報
41:自立訓練(機能訓練)	1301 様式13	自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録票情報
42:自立訓練(生活訓練)	1401 様式14	自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録票情報
43:就労移行支援	1601 様式16	就労移行支援実績記録票情報
44:就労移行支援(養成施設)	1601 様式16	就労移行支援実績記録票情報
45:就労継続支援(A型)	1701 様式17	就労継続支援実績記録票情報
46:就労継続支援(B型)	1701 様式17	就労継続支援実績記録票情報
47:就労定着支援(※7)	2201 様式22	就労定着支援提供実績記録票情報
51:相談支援事業(※3)	-	-
52:計画相談支援(※4)	-	-
53:地域移行支援(※4)	2001 様式20	地域移行支援提供実績記録票情報
54:地域定着支援(※4)	2101 様式21	地域定着支援提供実績記録票情報
81:旧身体入所更生(※3)	1001 様式10	旧法施設支援(入所)提供実績記録票情報
82:旧身体通所更生(※3)	1201 様式12	旧法施設支援(通所)実績記録票情報
83:旧身体入所療護(※3)	1001 様式10	旧法施設支援(入所)提供実績記録票情報
84:旧身体通所療護(※3)	1201 様式12	旧法施設支援(通所)実績記録票情報
85:旧身体入所授産(※3)	1001 様式10	旧法施設支援(入所)提供実績記録票情報
86:旧身体通所授産(※3)	1201 様式12	旧法施設支援(通所)実績記録票情報
91:旧知的入所更生(※3)	1001 様式10	旧法施設支援(入所)提供実績記録票情報
92:旧知的通所更生(※3)	1201 様式12	旧法施設支援(通所)実績記録票情報
93:旧知的入所授産(※3)	1001 様式10	旧法施設支援(入所)提供実績記録票情報
94:旧知的通所授産(※3)	1201 様式12	旧法施設支援(通所)実績記録票情報
95:旧知的通勤寮(※3)	1101 様式11	旧法施設支援(通勤寮)提供実績記録票情報

※1 サービス提供年月が平成 21 年 4 月以降使用しない

※2 サービス提供年月が平成 23 年 10 月以降使用する

※3 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用しない

※4 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用する

※5 サービス提供年月が平成 26 年 4 月以降使用しない

※6 サービス提供年月が平成 26 年 4 月以降使用する

※7 サービス提供年月が平成 30 年 4 月以降使用する

【障害児支援】

障害児施設 サービス種類コード	様式種別番号		サービス提供実績記録票情報の種類
11:知的障害児施設(※1)	0101	入所	障害児施設支援(入所)提供実績記録票情報
12:第1種自閉症児施設(※1)	—	—	—
13:第2種自閉症児施設(※1)	0101	入所	障害児施設支援(入所)提供実績記録票情報
21:知的障害児通園施設(※1)	0201	通所	障害児施設支援(通所)実績記録票情報
31:盲児施設(※1)	0101	入所	障害児施設支援(入所)提供実績記録票情報
32:ろうあ児施設(※1)	0101	入所	障害児施設支援(入所)提供実績記録票情報
33:難聴幼児通園施設(※1)	0201	通所	障害児施設支援(通所)実績記録票情報
41:肢体不自由児施設(入所)(※1)	—	—	—
42:肢体不自由児施設(通所)(※1)	0201	通所	障害児施設支援(通所)実績記録票情報
43:肢体不自由児療護施設(※1)	0101	入所	障害児施設支援(入所)提供実績記録票情報
44:肢体不自由児通園施設(※1)	0201	通所	障害児施設支援(通所)実績記録票情報
45:指定医療機関(肢体不自由児)(※1)	—	—	—
51:重症心身障害児施設(※1)	—	—	—
52:指定医療機関(重心)(※1)	—	—	—
55:障害児相談支援(※2)	—	—	—
61:児童発達支援(※2)	0301	様式3	児童発達支援提供実績記録票情報
62:医療型児童発達支援(※2)	0401	様式4	医療型児童発達支援提供実績記録票情報
63:放課後等デイサービス(※2)	0501	様式5	放課後等デイサービス提供実績記録票情報
64:保育所等訪問支援(※2)	0601	様式6	保育所等訪問支援提供実績記録票情報
65:居宅訪問型児童発達支援(※3)	0701	様式7	居宅訪問型児童発達支援提供実績記録票情報
71:障害児入所支援(※2)	0101	様式1	障害児入所支援提供実績記録票情報
72:医療型障害児入所支援(※2)	—	—	—

※1 サービス提供年月が平成24年4月以降使用しない

※2 サービス提供年月が平成24年4月以降使用する

※3 サービス提供年月が平成30年4月以降使用する

過誤調整依頼書（障害福祉サービス費・障害児給付費）

市町村番号									
市町村名									

様

事業所番号									
事業所名称	㊦								
事業所所在地	〒								
連絡先	電話番号								
担当者名	㊦								

既に支払決定を受けております障害福祉サービス費・障害児給付費について、下記サービス利用者分の過誤調整を依頼します。

令和 年 月 日

受給者証番号 受給者氏名	サービス提供月	申立事由コード			申立事由
		年	月	日	
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				
	年 月				

- 1 本様式は、市町村ごとに作成して、当該市町村の障害福祉担当課(係)へ提出してください。
- 2 過誤調整を行わずに再請求されると重複請求となりますのでご注意ください。
- 3 申立事由コードは、別紙コード表により記入してください。

枚中 枚目

市町村記入欄	㊦
--------	---

記載例

事業所 → 市町村 (障害福祉サービス費・障害児給付費)

過誤調整依頼を行う受給者の市町村番号を記載する

市町村番号	4	6	0	0	0	0	0
市町村名	〇〇市						

様

過誤調整依頼を行う受給者の市町村名を記載する

事業所番号、事業所名称、事業所所在地、連絡先を記載し、事業所印を押印する。
サービス事業所担当者の氏名を記載し、担当者印を押印する

事業所番号	4	6	1	9	9	9	9	9	9
事業所名称	鹿児島連合会テニスト事業所 ㊟								
事業所所在地	〒 890-0064 鹿児島県鹿児島市幡池新町6-6								
連絡先	電話番号 099-206-1090								
担当者名	自立 一郎 ㊟								

既に支払決定を受けております障害福祉サービス費・障害児給付費について、下記サービス利用者分の過誤調整依頼書を作成し、市町村へ過誤調整依頼書を提出する年月日を記載する
令和元年7月15日

受給者証番号 受給者氏名		サービス提供月	申立事由コード	申立事由
1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平成 31年 4月	1 0 0 2	請求誤りによる実績取り下げ
2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	令和 元年 5月	1 0 9 9	その他の事由による実績取り下げ
	フクシ タロウ	年 月		
	フクシ ハナコ	年 月		
		年 月		
		年 月		

過誤調整依頼を行う受給者の受給者証番号を上段に、受給者氏名を下段に記載する

過誤調整依頼を行うサービス提供年月を記載する

別添の「過誤申立事由コード一覧」より該当するコードを記載する

別添「過誤申立事由コード一覧」の申立内容等を記載する

- 1 本様式は、市町村ごとに作成して、当該市町村の障害福祉担当課(係)へ提出してください。
- 2 過誤調整を行わずに再請求されると重複請求となりますのでご注意ください。
- 3 申立事由コードは、別紙コード表により記入してください。

過誤調整依頼書の枚数を記入する

1 枚中 1 枚目

市町村担当者の記名・押印

市町村記入欄
担当 太郎 ㊟

障害福祉サービス費 過誤申立事由コード一覧

該当様式	該当明細書等	サービス種類	申立コード	申立内容
様式第二	介護給付費 訓練等給付費 等明細書	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援、 短期入所、療養介護、生活介護、 施設入所支援、自立訓練、 就労移行支援、就労継続支援 自立生活援助、就労定着支援 ※平成24年3月サービスまで 児童デイサービス、旧法施設支援	1001	台帳誤り修正による市町村申立の過誤調整
			1002	請求誤りによる実績取り下げ
			1009	時効による市町村申立の取り下げ
			1011	台帳誤り修正による事業所申立の実績取り下げ
			1032	提供実績記録票取消による実績の取り下げ
			1033	上限の誤りによる実績取り下げ
			1090	その他の事由による台帳過誤
			1099	その他の事由による実績の取り下げ
様式第三	介護給付費 訓練等給付費 等明細書	共同生活介護、共同生活援助	1101	台帳誤り修正による市町村申立の過誤調整
			1102	請求誤りによる実績取り下げ
			1109	時効による市町村申立の取り下げ
			1111	台帳誤り修正による事業所申立の実績取り下げ
			1132	提供実績記録票取消による実績の取り下げ
			1133	上限の誤りによる実績取り下げ
			1190	その他の事由による台帳過誤
			1199	その他の事由による実績の取り下げ
様式第五	地域相談支援給付費 明細書 ※平成24年4月サー ビスから	地域相談支援	1201	台帳誤り修正による市町村申立の過誤調整
			1202	請求誤りによる実績取り下げ
			1209	時効による市町村申立の取り下げ
			1211	台帳誤り修正による事業所申立の実績取り下げ
			1232	提供実績記録票取消による実績の取り下げ
			1233	上限の誤りによる実績取り下げ
			1290	その他の事由による台帳過誤
			1299	その他の事由による実績の取り下げ
様式第四	サービス利用 計画作成費請求書 ※平成24年3月サー ビスまで	相談支援 ※平成24年3月サービスまで	2001	台帳誤り修正による市町村申立の過誤調整
			2002	請求誤りによる実績取り下げ
			2009	時効による市町村申立の取り下げ
			2011	台帳誤り修正による事業所申立の実績取り下げ
			2032	提供実績記録票取消による実績の取り下げ
			2033	上限の誤りによる実績取り下げ
			2090	その他の事由による台帳過誤
			2099	その他の事由による実績の取り下げ
	計画相談支援給付費 請求書 ※平成24年4月サー ビスから	計画相談支援 ※平成24年4月サービスから	2101	台帳誤り修正による市町村申立の過誤調整
			2102	請求誤りによる実績取り下げ
			2109	時効による市町村申立の取り下げ
			2111	台帳誤り修正による事業所申立の実績取り下げ
			2132	提供実績記録票取消による実績の取り下げ
			2133	上限の誤りによる実績取り下げ
			2190	その他の事由による台帳過誤
			2199	その他の事由による実績の取り下げ
様式第六	特例介護給付費 特例訓練等給付費 明細書	居宅介護、行動援護、重度訪問介護 生活介護、自立訓練、就労継続支援 ※平成24年3月サービスまで	3001	台帳誤り修正による市町村申立の過誤調整
			3002	請求誤りによる実績取り下げ
			3009	時効による市町村申立の取り下げ
			3011	台帳誤り修正による事業所申立の実績取り下げ
			3032	提供実績記録票取消による実績の取り下げ
			3033	上限の誤りによる実績取り下げ
			3090	その他の事由による台帳過誤
			3099	その他の事由による実績の取り下げ
様式第十	特例計画相談支援 給付費請求書 ※平成24年4月サー ビスから	計画相談支援 ※平成24年4月サービスから	3101	台帳誤り修正による市町村申立の過誤調整
			3102	請求誤りによる実績取り下げ
			3109	時効による市町村申立の取り下げ
			3111	台帳誤り修正による事業所申立の実績取り下げ
			3132	提供実績記録票取消による実績の取り下げ
			3133	上限の誤りによる実績取り下げ
			3190	その他の事由による台帳過誤
			3199	その他の事由による実績の取り下げ

* サービス提供実績記録票は、明細書とセットで過誤とする。

* 利用者負担上限額管理結果票は、過誤対象ではなく、事業所からの修正・取消となる。

* 請求支払額確定後の利用者負担上限額管理結果票を修正する場合は、まず明細書の過誤申立を行い、明細書の過誤決定後に、請求明細書は再提出、利用者負担上限額管理結果票は修正として再提出する。

障害児給付費 過誤申立事由コード一覧

該当様式	該当明細書等	サービス種類	申立コード	申立内容
様式第二	障害児通所給付費・入所給付費等明細書	児童発達支援, 放課後等デイサービス, 保育所等訪問支援, 居宅訪問型児童発達支援	4101	台帳誤り修正による市町村申立の過誤調整
			4102	請求誤りによる実績取り下げ
			4109	時効による市町村申立の取り下げ
			4111	台帳誤り修正による事業所申立の実績取り下げ
			4132	提供実績記録票取消による実績の取り下げ
			4133	上限の誤りによる実績取り下げ
			4190	その他の事由による台帳過誤
			4199	その他の事由による実績の取り下げ
様式第三	障害児相談支援給付費請求書	障害児相談支援	6001	台帳誤り修正による市町村申立の過誤調整
			6002	請求誤りによる実績取り下げ
			6009	時効による市町村申立の取り下げ
			6011	台帳誤り修正による事業所申立の実績取り下げ
			6032	提供実績記録票取消による実績の取り下げ
			6033	上限の誤りによる実績取り下げ
			6090	その他の事由による台帳過誤
			6099	その他の事由による実績の取り下げ
様式第五	特例障害児通所給付費等明細書	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援, 居宅訪問型児童発達支援	7001	台帳誤り修正による市町村申立の過誤調整
			7002	請求誤りによる実績取り下げ
			7009	時効による市町村申立の取り下げ
			7011	台帳誤り修正による事業所申立の実績取り下げ
			7032	提供実績記録票取消による実績の取り下げ
			7033	上限の誤りによる実績取り下げ
			7090	その他の事由による台帳過誤
			7099	その他の事由による実績の取り下げ
様式第六	特例障害児相談支援給付費明細書	障害児相談支援	7101	台帳誤り修正による市町村申立の過誤調整
			7102	請求誤りによる実績取り下げ
			7109	時効による市町村申立の取り下げ
			7111	台帳誤り修正による事業所申立の実績取り下げ
			7132	提供実績記録票取消による実績の取り下げ
			7133	上限の誤りによる実績取り下げ
			7190	その他の事由による台帳過誤
			7199	その他の事由による実績の取り下げ

* サービス提供実績記録票は、明細書とセットで過誤とする。

* 利用者負担上限額管理結果票は、過誤対象ではなく、事業所からの修正・取消となる。

* 請求支払額確定後の利用者負担上限額管理結果票を修正する場合は、まず明細書の過誤申立を行い、明細書の過誤決定後に、請求明細書は再提出、利用者負担上限額管理結果票は修正として再提出する。

インタフェース仕様書

市町村編

平成30年4月

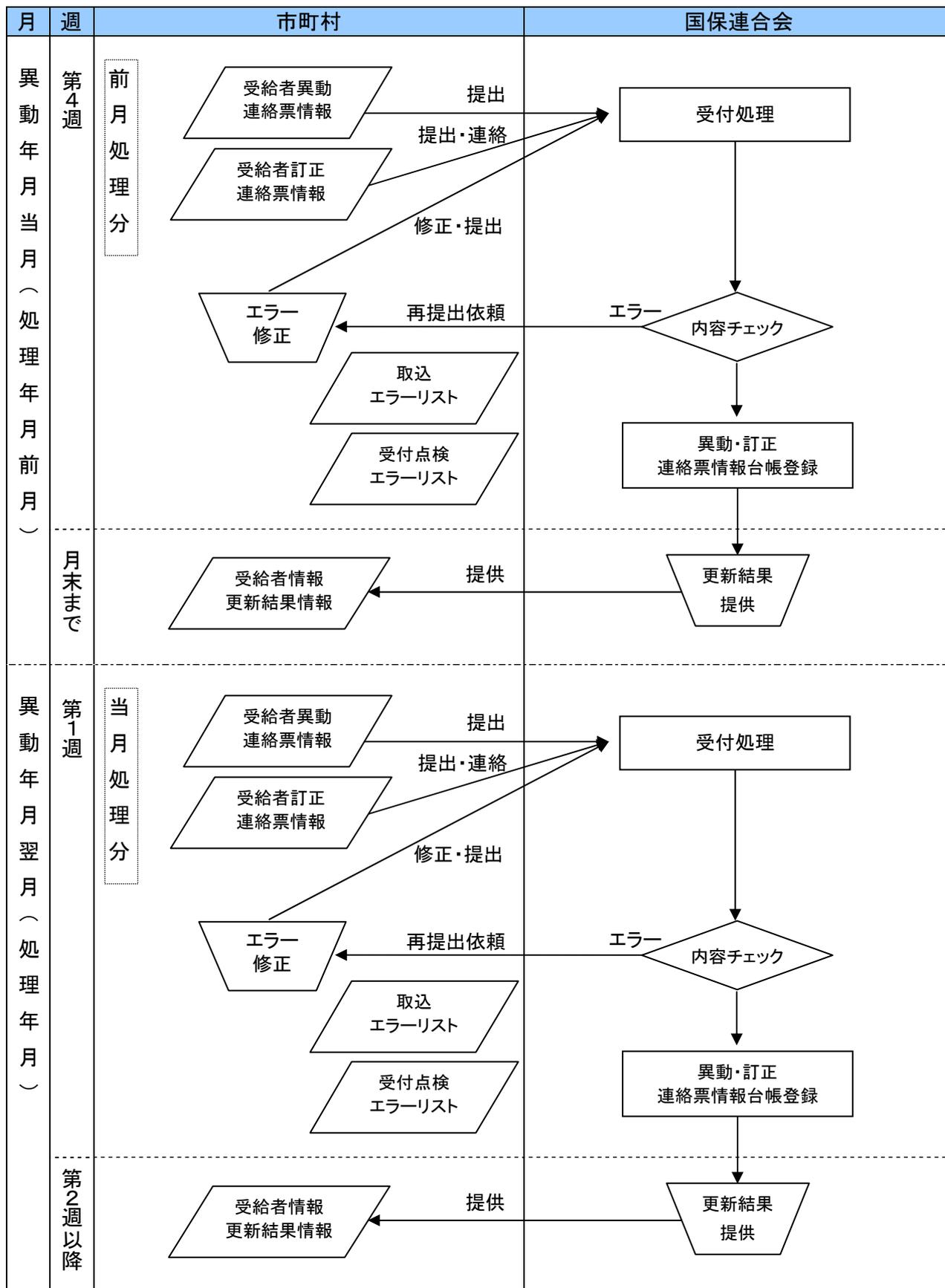
1. 1 受け渡し概要図

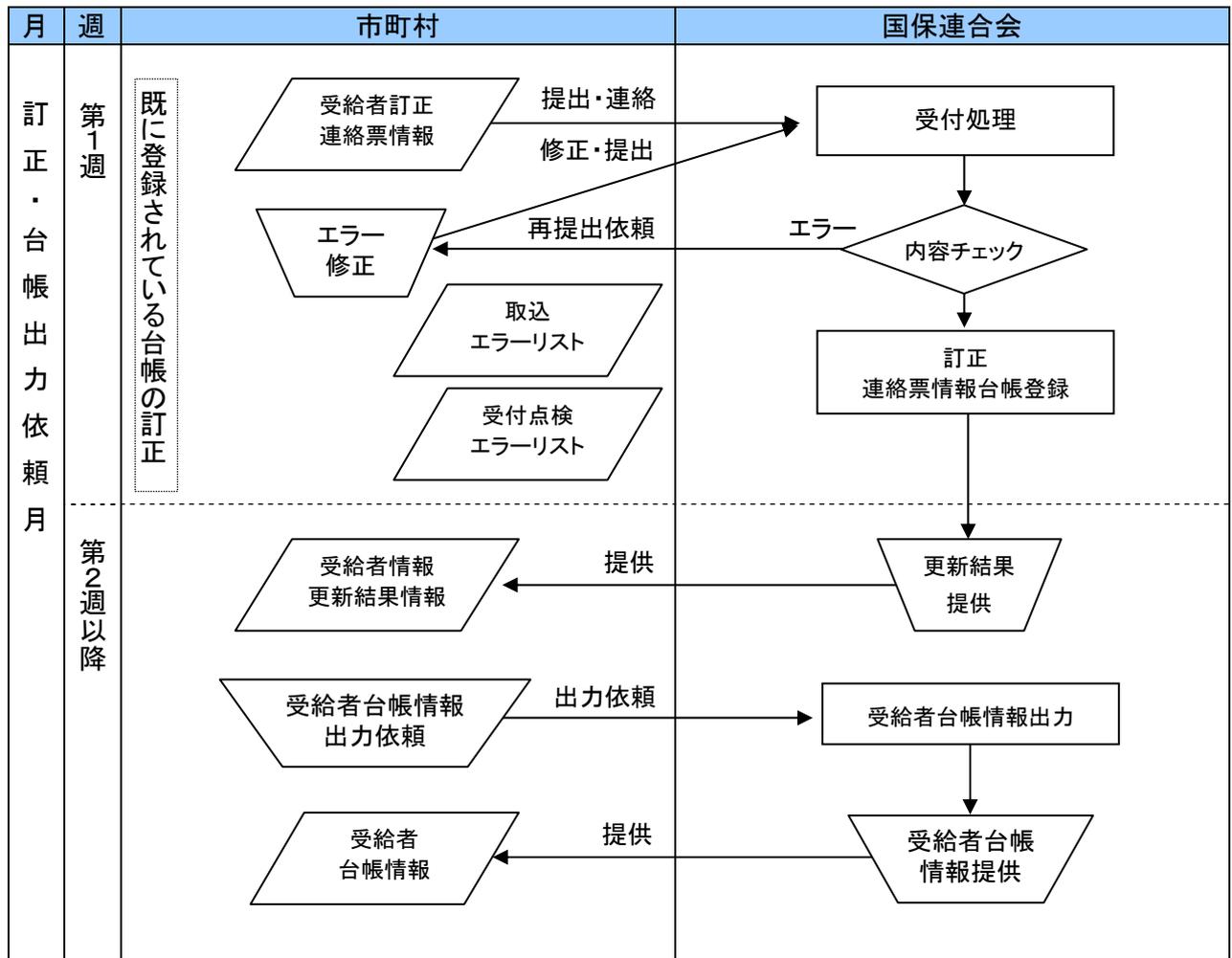
1. 1. 1 受給者情報受け渡し概要

市町村	国保連合会
<p>1. 前月処理分として、市町村は、受給者の情報に異動が発生した場合、国保連合会に当該月異動分の受給者異動連絡票情報(基本情報・支給決定情報・モニタリング情報)を提出する。 なお、提出済みの異動連絡票情報に訂正がある場合は国保連合会に連絡の上、受給者訂正連絡票情報(基本情報・支給決定情報・モニタリング情報)を提出する。</p> <p>3. 市町村は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなるまで繰り返す)</p>	<p>2. 国保連合会は、受け付けた受給者異動連絡票情報等について内容のチェックを行い、エラーを発見した場合は市町村に取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、再提出を依頼する。</p> <p>4. 異動・訂正連絡票情報により、台帳を更新した結果を市町村に提供する。</p>
<p>5. 市町村は、受給者の情報に異動が発生した場合、国保連合会に前月処理分以降の異動分の受給者異動連絡票情報(基本情報・支給決定情報・モニタリング情報)を提出する。 なお、当月提出分の異動連絡票情報に訂正がある場合は国保連合会に連絡の上、受給者訂正連絡票情報(基本情報・支給決定情報・モニタリング情報)を提出する。</p> <p>7. 市町村は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなるまで繰り返す)</p>	<p>6. 国保連合会は、受け付けた受給者異動連絡票情報等について内容のチェックを行い、エラーを発見した場合は市町村に取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、再提出を依頼する。</p> <p>8. 異動・訂正連絡票情報により、台帳を更新した結果を市町村に提供する。</p>

市町村	国保連合会
<p>9. 市町村は、受給者台帳の誤りを発見した場合、国保連合会に連絡の上、受給者訂正連絡票情報を提出する。なお、当該訂正が給付実績に影響がある場合には、過誤申立書情報も提出する。</p> <p>11. 市町村は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなるまで繰り返す)</p> <p>13. 市町村は、国保連合会が保有している受給者台帳情報の出力を依頼する。 なお、出力を依頼する時期は、当月処理分の異動連絡票情報を含まないのであれば、第1週とすることも可能。</p>	<p>10. 国保連合会は受け付けた受給者訂正連絡票情報を基に受給者台帳の内容を更新する。その際、エラーを発見した場合は取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、市町村に再提出を依頼する。</p> <p>12. 受給者訂正連絡票情報により、台帳を更新した結果を市町村に提供する。</p> <p>14. 市町村からの出力依頼により、受給者台帳の内容を出力し、提供する。</p>
<p>備考</p>	

受給者情報受け渡し概要図





1. 2 インタフェース一覧

1. 2. 1 異動情報（入力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	E111	受給者異動連絡票情報 (基本情報)	受給者の新規登録及び変更時に作成する情報(障害支援区分や利用者負担上限額、各種減免等の基本情報)	市町村 → 国保連合会	月次	伝送
(2)	E121	受給者異動連絡票情報 (支給決定情報)	受給者の新規登録及び変更時に作成する情報(受給者の決定サービスや支給期間等の支給決定内容の情報)	市町村 → 国保連合会	月次	伝送
(3)	E131	受給者異動連絡票情報 (モニタリング情報)	受給者の新規登録及び変更時に作成する情報(受給者のモニタリング予定月の情報)	市町村 → 国保連合会	月次	伝送
(4)	E161	市町村異動連絡票情報 (基本情報)	市町村の新規登録・廃止、所在地・連絡先等の変更時に作成する情報	市町村 → 国保連合会	変更時	伝送
(5)	E171	市町村異動連絡票情報 (独自助成情報)	市町村の独自助成の新規登録及び変更時に作成する情報	市町村 → 国保連合会	変更時	伝送
(6)	E181	市町村異動連絡票情報 (行政区情報)	政令市における行政区の登録及び変更時に作成する情報	市町村 → 国保連合会	変更時	伝送
(7)	E1F1	個人番号異動連絡票情報	受給者の新規登録及び変更時に作成する個人番号に係る情報	市町村 → 国保連合会	月次	伝送

1. 2. 2 訂正情報（入力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	E211	受給者訂正連絡票情報 (基本情報)	国保連合会へ登録済みの受給者 情報に対する訂正情報(障害支援 区分や利用者負担上限額、各種 減免等の基本情報)	市町村 → 国保連合会	訂正時	伝送
(2)	E221	受給者訂正連絡票情報 (支給決定情報)	国保連合会へ登録済みの受給者 情報に対する訂正情報(受給者の 決定サービスや支給期間等の支 給決定内容の情報)	市町村 → 国保連合会	訂正時	伝送
(3)	E231	受給者訂正連絡票情報 (モニタリング情報)	国保連合会へ登録済みの受給者 情報に対する訂正情報(受給者の モニタリング予定月の情報)	市町村 → 国保連合会	訂正時	伝送
(4)	E261	市町村訂正連絡票情報 (基本情報)	国保連合会へ登録済みの市町村 情報(基本情報)に対する訂正情 報	市町村 → 国保連合会	訂正時	伝送
(5)	E271	市町村訂正連絡票情報 (独自助成情報)	国保連合会へ登録済みの市町村 情報(独自助成情報)に対する訂 正情報	市町村 → 国保連合会	訂正時	伝送
(6)	E281	市町村訂正連絡票情報 (行政区情報)	国保連合会へ登録済みの政令市 情報(行政区情報)に対する訂正 情報	市町村 → 国保連合会	訂正時	伝送
(7)	E2F1	個人番号訂正連絡票情報	国保連合会へ登録済みの個人番 号情報に対する訂正情報	市町村 → 国保連合会	訂正時	伝送

1. 2. 3 更新結果情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	E311	受給者情報更新結果情報 (基本情報)	受給者異動(訂正)連絡票情報の 更新結果情報(障害支援区分や利 用者負担上限額、各種減免等の基 本情報)	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(2)	E321	受給者情報更新結果情報 (支給決定情報)	受給者異動(訂正)連絡票情報の 更新結果情報(受給者の決定サー ビスや支給期間等の支給決定内 容の情報)	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(3)	E331	受給者情報更新結果情報 (モニタリング情報)	受給者異動(訂正)連絡票情報の 更新結果情報(受給者のモニタリ ング予定月の情報)	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(4)	E361	市町村情報更新結果情報 (基本情報)	市町村異動(訂正)連絡票情報(基 本情報)の更新結果情報	国保連合会 → 市町村	変更時	伝送
(5)	E371	市町村情報更新結果情報 (独自助成情報)	市町村異動(訂正)連絡票情報(独 自助成情報)の更新結果情報	国保連合会 → 市町村	変更時	伝送
(6)	E381	市町村情報更新結果情報 (行政区情報)	市町村異動(訂正)連絡票情報(行 政区情報)の更新結果情報	国保連合会 → 市町村	変更時	伝送
(7)	E3F1	個人番号情報更新結果情 報	個人番号異動(訂正)連絡票情報 の更新結果情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送

1. 2. 4 国保連合会台帳情報（出力情報）

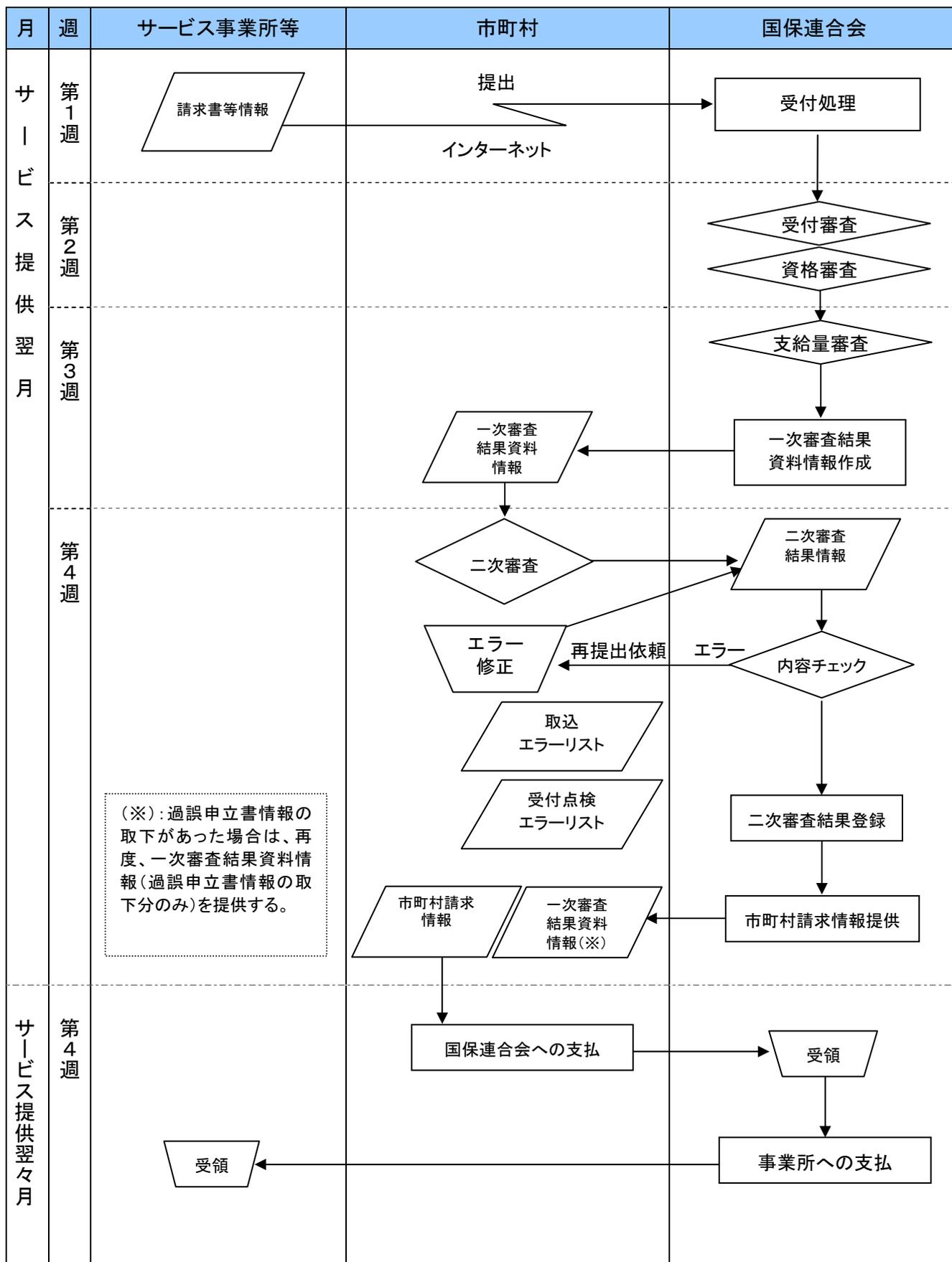
項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	E411	受給者台帳情報 (基本情報)	国保連合会保有の受給者台帳情報(基本情報)	国保連合会 → 市町村	依頼時	伝送
(2)	E421	受給者台帳情報 (支給決定情報)	国保連合会保有の受給者台帳情報(支給決定情報)	国保連合会 → 市町村	依頼時	伝送
(3)	E431	受給者台帳情報 (モニタリング情報)	国保連合会保有の受給者台帳情報(モニタリング情報)	国保連合会 → 市町村	依頼時	伝送
(4)	E461	市町村台帳情報 (基本情報)	国保連合会保有の市町村台帳情報(基本情報)	国保連合会 → 市町村	依頼時	伝送
(5)	E471	市町村台帳情報 (独自助成情報)	国保連合会保有の市町村台帳情報(独自助成情報)	国保連合会 → 市町村	依頼時	伝送
(6)	E481	市町村台帳情報 (行政区情報)	国保連合会保有の市町村台帳情報(行政区情報)	国保連合会 → 市町村	依頼時	伝送
(7)	E4F1	個人番号台帳情報	国保連合会保有の個人番号台帳情報	国保連合会 → 市町村	依頼時	伝送

2. 1 受け渡し概要図

2. 1. 1 一次審査結果資料情報・二次審査結果情報・市町村請求情報受け渡し概要

サービス事業所等	市町村	国保連合会
<p>1.国保連合会へ請求書等情報（介護給付費・訓練等給付費等請求書情報、介護給付費・訓練等給付費等明細書情報、地域相談支援給付費明細書情報、特例介護給付費・特例訓練等給付費請求書情報、特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書情報、計画相談支援給付費請求書情報、特例計画相談支援給付費請求書情報、利用者負担上限額管理結果票情報（※1）、サービス提供実績記録票情報）を、インターネットにて送信する。</p>	<p>3.一次審査結果資料情報を基に二次審査を行い、二次審査結果情報（※3）を国保連合会へ提出する。</p> <p>5.市町村は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。（以降、エラーが無くなるまで繰り返す）</p> <p>7. 市町村は市町村請求情報を基に、国保連合会への支払を行う。</p>	<p>2.国保連合会は、受け付けた請求書等情報の受付審査・資格審査・支給量審査を実施後、一次審査結果資料情報（※2）を作成し、市町村に提供する。</p> <p>4.国保連合会は、受け付けた二次審査結果情報について内容のチェックを行い、エラーを発見した場合は市町村に取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、再提出を依頼する。</p> <p>6. 国保連合会は、受け付けた二次審査結果情報に基づき市町村へ市町村請求情報（障害福祉サービス費等払込請求書、障害福祉サービス費等払込請求書内訳表、障害福祉サービス費等審査支払手数料払込請求書、障害福祉サービス費等請求額通知書情報、障害福祉サービス費等決定請求明細表情報、返戻等一覧表）を提供する。また過誤申立書情報の取下があった場合は、再度、一次審査結果資料情報（過誤申立書情報の取下分のみ）を提供する。</p> <p>8.国保連合会は、サービス事業所へ支払を行う。</p>
<p>備考</p> <p>※1:複数のサービス事業所よりサービス提供を受け、上限額管理者を設定している場合に上限額管理者が提出する。</p> <p>※2:「インタフェース仕様書 市町村編 I. 障害福祉サービス等 2. 2インタフェース一覧」参照。</p> <p>※3:二次審査結果情報（二次審査結果票情報もしくは、二次審査結果一覧情報）を国保連合会に提出するが、二次審査結果票情報のみを国保連合会に提出し、二次審査完了とすることができる。その場合、「国保連合会での一次審査結果通り」として二次審査結果を登録する。</p>		

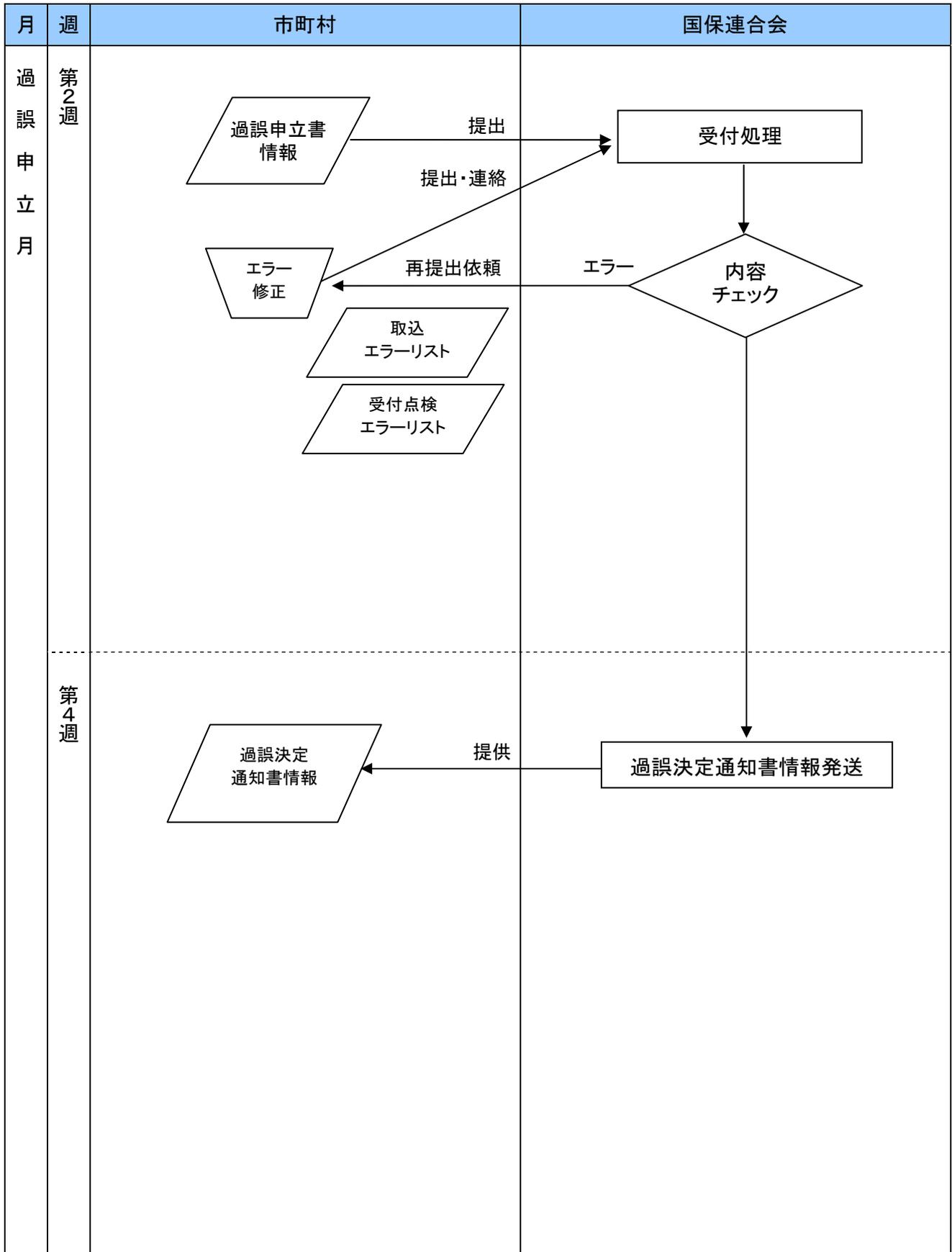
一次審査結果資料情報・二次審査結果情報・市町村請求情報受け渡し概要図



2. 1. 2 過誤情報受け渡し概要

市町村	国保連合会
<p>1. サービス事業所から過誤申立の依頼があった場合、または市町村が過誤を発見した場合は、市町村は、過誤申立書情報を国保連合会へ提出する。なお、都道府県から処遇改善助成金の過誤申立の依頼があった場合は、市町村は、過誤申立書情報を国保連合会へ提出する。</p> <p>3. 市町村は、エラー内容の修正を行い、国保連合会に翌月(受付期間に間に合えば当月)提出する。</p>	<p>2. 国保連合会は、受け付けた過誤申立書情報の内容チェックを実施し、エラーを発見した場合は取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、市町村へ再提出依頼を出す。</p> <p>4. 過誤申立書情報に基づき過誤調整を行い、市町村へ過誤決定通知書情報を提供する。(※1)(※2)</p>
<p>備考</p> <p>※1: 提出された過誤申立書情報を基にして、当該サービスの情報を給付実績から参照する。 過誤申立年月が平成 25 年 12 月以降は、処遇改善助成金(※3)および特別対策費を除いて、過誤調整を行う。</p> <p>※2: 処遇改善助成金(※3)に関する過誤の情報は国保連合会から都道府県に提供される。 詳細は、「インタフェース仕様書 都道府県編 I. 障害福祉サービス等 2. 2インタフェース一覧」と「インタフェース仕様書 都道府県編 II. 障害児支援 2. 2インタフェース一覧」参照。</p> <p>※3: サービス提供年月が平成 24 年 3 月までの処遇改善助成金。</p>	

過誤申立書情報受け渡し概要図



2. 2 インタフェース一覧

2. 2. 1 一次審査結果資料情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	E711	一次審査結果票情報	全体の正常・警告・返戻(予定)件数等の結果情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(2)	E721	一次審査済 介護給付費・訓練等 給付費等請求書情報	一次審査結果を付加した介護給付費・訓練等給付費等請求書情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(3)	E731	一次審査済 特例介護給付費・ 特例訓練等給付費 請求書情報	一次審査結果を付加した特例介護給付費・特例訓練等給付費請求書情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(4)	E741	一次審査済 サービス利用計画 作成費請求書情報	一次審査結果を付加したサービス利用計画作成費請求書情報(基本情報レコードのみ) サービス提供年月が平成 24 年 3 月まで使用	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(5)	E742	一次審査済 計画相談支援給付費 請求書情報	一次審査結果を付加した計画相談支援給付費請求書情報(基本情報レコードのみ) サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(6)	E743	一次審査済 特例計画相談支援 給付費請求書情報	一次審査結果を付加した特例計画相談支援給付費請求書情報(基本情報レコードのみ) サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(7)	E751	一次審査済 明細書等情報	一次審査結果を付加した明細書等情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(8)	E7A1	一次審査結果票	全体の正常・警告・返戻(予定)件数等の結果票	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(9)	E7B1	返戻(予定)一覧表	一次審査結果が返戻(予定)となった内容の一覧表	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(10)	E7C1	警告一覧表	一次審査結果が警告・警告(重度)となった内容の一覧表	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(11)	E7D1	支給量オーバーチェック リスト	決定支給量を超過している対象者に関する決定サービスコード単位の決定支給量超過状況の一覧表	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(12)	E7E1	請求時効該当確認 リスト	請求時効該当確認のリスト	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(13)	E7F1	時効却下リスト	時効却下のリスト	国保連合会 → 市町村	月次	PDF

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(14)	E7G1	返戻(予定)一覧表情報	一次審査結果が返戻(予定)となった内容の一覧表情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(15)	E7H1	警告一覧表情報	一次審査結果が警告・警告(重度)となった内容の一覧表情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(16)	E7J1	支給量オーバーチェックリスト情報	決定支給量を超過している対象者に関する決定サービスコード単位の決定支給量超過状況の一覧表情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(17)	E7K1	請求時効該当確認リスト情報	請求時効該当確認のリスト情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(18)	E7L1	時効却下リスト情報	時効却下のリスト情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(19)	E7M1	審査対象明細表	二次審査対象となった請求情報に関する一次審査結果の詳細内容の一覧表	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(20)	E7N1	審査対象明細表情報	二次審査対象となった請求情報に関する一次審査結果の詳細内容の一覧表情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送

2. 2. 2 二次審査結果情報 (入力情報)

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	E811	二次審査結果票情報	一次審査結果票情報に二次審査結果を付加した結果情報	市町村 → 国保連合会	月次	伝送
(2)	E821	二次審査結果一覧情報	明細書単位の二次審査結果の情報	市町村 → 国保連合会	月次	伝送

2. 3 項目説明

本節では、「インタフェース仕様書 共通編 1. 2. 2(2)レコードフォーマット」のデータレコードフォーマットにおいて“データ”として記載されている項目の各交換情報のインタフェースについて記載する。

<国保連合会での一次審査の考え方>

国保連合会では、請求に対して主に以下の内容を一次審査する。なお、審査支払等システムに取り込む際に形式チェック(レコードフォーマットチェック、桁数チェック、必須チェック、属性チェック 等)を行っている。

(1)一次審査内容

①受付審査

主なチェック	主な内容
記載内容のチェック	請求内容に記載漏れ・記載誤り等がないかチェックする。
事業所のチェック	請求事業所が事業所台帳で有効かどうかチェックする。
市町村のチェック	請求先が市町村台帳で有効かどうかチェックする。
単位数表のチェック	請求サービスが単位数表に存在するかチェックする。
重複チェック	既に請求されていないかチェックする。

②資格審査

主なチェック	主な内容
受給者のチェック	受給者台帳で有効かチェックする。
支給決定内容のチェック	請求サービスの支給決定が有効かチェックする。

③支給量審査

主なチェック	主な内容
契約支給量と決定支給量の上限チェック	契約支給量が決定支給量の範囲内かチェックする。
提供量と契約支給量の上限チェック	提供量が契約支給量の範囲内かチェックする。
提供量と決定支給量の上限チェック	提供量が決定支給量の範囲内かチェックする。
利用者負担額の上限チェック	利用者負担が利用者負担上限額を超過していないかチェックする。
請求明細書と実績記録票の整合性チェック	請求明細書と実績記録票について、整合性があることをチェックする。
同一日・同一利用時間帯の重複サービス利用チェック	同一受給者が同一日・同一利用時間帯に複数のサービスを利用していないことをチェックする。

(2)一次審査結果

国保連合会での一次審査結果は「一次審査結果資料情報」として市町村に提供される。

一次審査結果(1:正常、2:警告、3:返戻、4:過誤、5:過誤の取下、6:警告(重度))の取扱いは以下の通り。

一次審査結果	支払処理	内容
1:正常	支払	一次審査で異常がない場合に設定し、支払処理を行えると判断する。
2:警告 6:警告(重度)	支払	国保連合会にある情報だけでは、「正常」と判断できない内容について設定する。なお、二次審査結果情報で「返戻」にしない限り、「正常」と同様に支払処理を行えると判断する。
3:返戻	返戻	記載誤りや不備、各種台帳とのチェックでエラーが発生した場合に設定する。返戻対象となり支払処理は行わない。
4:過誤	—	過誤申立情報が提出され、過誤対象となった場合に設定する。二次審査では使用しないため、二次審査結果一覧情報を作成するデータではない。
5:過誤の取下	—	過誤申立情報が提出され、「一次審査結果資料情報」提供後に過誤を取下げた場合に設定する。「市町村請求情報」と同じタイミングで市町村に提供する。

※返戻となったデータについては、事業所がエラー内容を修正し再請求を行うこととなる。

2. 3. 2 二次審査結果情報

(1) 二次審査結果票情報 (E811)

国保連合会の一次審査結果通りの場合は、二次審査結果票情報を国保連合会に提出する。また、その場合は、二次審査結果一覧情報を提出する必要はない。

<作成方法>

「一次審査結果票情報(基本情報レコード)」の交換情報識別番号を変更し、二次審査年月日を設定して「二次審査結果票情報」を作成する。

<作成例(障害福祉サービス)>

・一次審査結果票情報

交換情報識別番号	レコード種別コード	市町村番号	市町村名	受付年月	受付件数	二次審査年月日
E711	01	111111	〇〇市	200804	100	-(未設定)

↓

・二次審査結果票情報

交換情報識別番号	レコード種別コード	市町村番号	市町村名	受付年月	受付件数	二次審査年月日
E811(変更)	01	111111	〇〇市	200804	100	20080423(設定)

① 基本情報レコード

項番	項目名	属性(※2)	バイト数	内容	必須入力(※1)	備考	
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するための番号	◎	※B	
2	レコード種別コード	コード値	2	01を設定する(基本情報)	◎		
3	市町村番号	コード値	6	市町村番号を設定する	◎	※C	
4	市町村名	漢字	40	市町村名を設定する	◎		
5	受付年月	コード値	6	請求受付年月(西暦年月YYYYMM)を設定する	◎	※Y	
6	受付件数	数値	12	受付件数を設定する	◎		
7	正常件数	数値	12	件数を設定する	◎		
8	警告件数	数値	12	件数を設定する	◎		
9	返戻件数	数値	12	件数を設定する	◎		
10	計 請求額	給付費	数値	12	給付費を設定する	◎	
11		特別対策費	数値	12	特別対策費を設定する	○	※2 ※3
12	自治体助成分請求額	数値	12	自治体助成分請求額を設定する	○		
13	高額障害福祉サービス費	数値	12	高額障害福祉サービス費を設定する	○		
14	二次審査年月日	コード値	8	二次審査年月日(西暦年月日YYYYMMDD)を設定	◎	※Y	

※1: 必須入力 ◎: 必須、○: 請求内容により必須、△: 任意設定、空白: 不要

※2: サービス提供年月が平成 25 年 4 月以降は、設定しない。

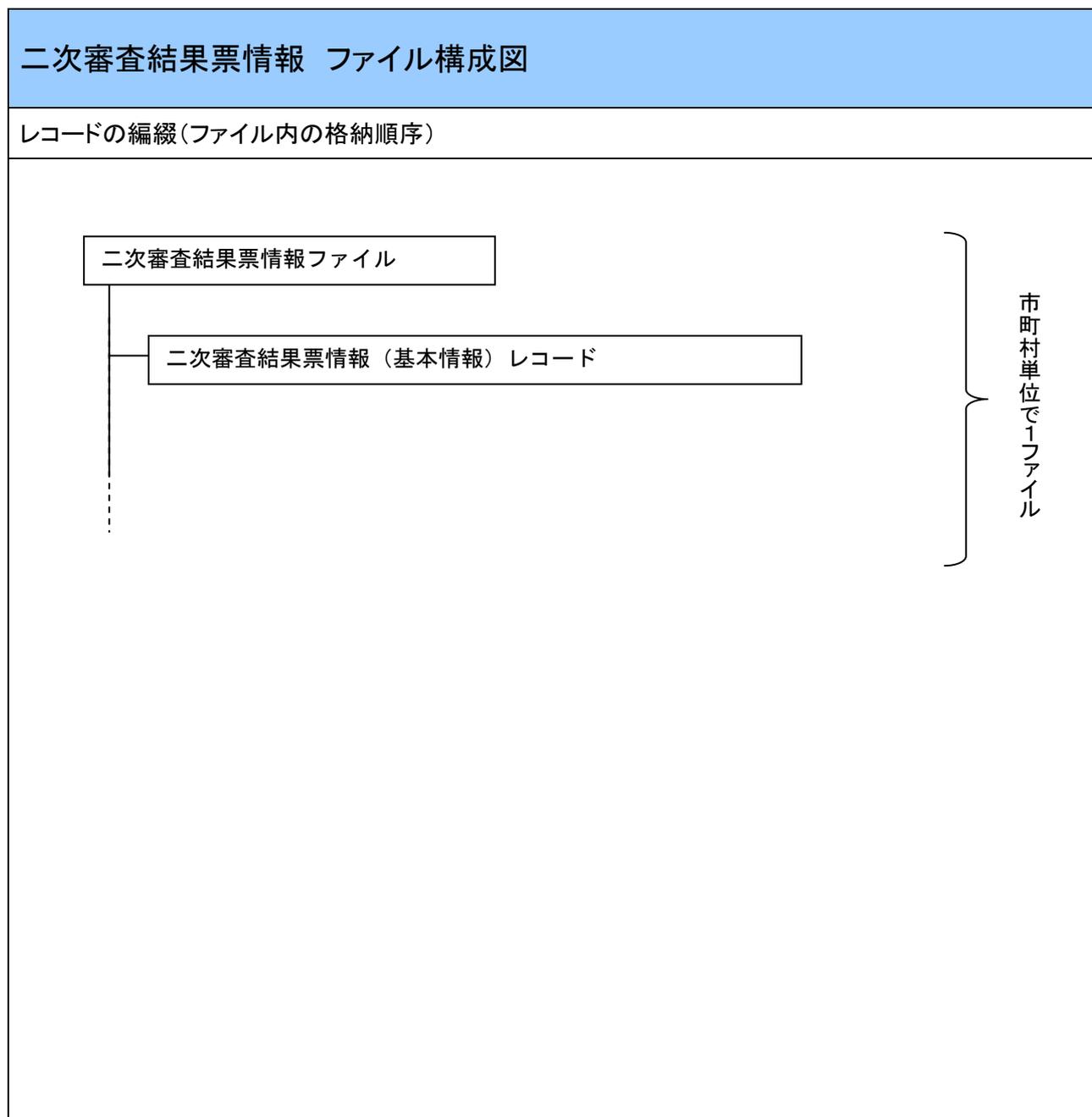
※3: 受付年月が平成 25 年 12 月以降は、設定しない。

※B: 「インタフェース仕様書 市町村編 1. 障害福祉サービス等 2. 2 インタフェース一覧」参照。

※C: 「インタフェース仕様書 共通編 1. 4 コード一覧」参照。

※Y: 「インタフェース仕様書 共通編 1. 5 留意事項」参照。

※Z: 「インタフェース仕様書 共通編 1. 3 表記法」参照。



(2) 二次審査結果一覧情報 (E821)

二次審査結果一覧情報は、一次審査済明細書等情報の下記レコードを対象に二次審査結果情報を作成する。

また、国保連合会の一次審査結果を変更するレコードのみを作成対象とする。なお、その場合は、二次審査結果票情報を国保連合会に提出する必要はない。

<作成方法>

- ・返戻に変更とするデータ分のみを作成する。
(市町村にて返戻事由コードと返戻事由を設定する)
- ・二次審査において、一次審査で「返戻」としたものを「正常」とすることはできない。
(「正常」「警告」「警告(重度)」データを返戻とすることはできる)
- ・作成対象レコードは以下の通り。

< 二次審査結果一覧情報作成対象レコード >

項番	二次審査結果一覧情報作成レコード	入力識別番号
(1)	介護給付費・訓練等給付費等明細書情報(GH・CH以外)	J121
(2)	介護給付費・訓練等給付費等明細書情報(GH・CH)	J131
(3)	地域相談支援給付費明細書情報 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用	J141
(4)	特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書情報	J221
(5)	サービス利用計画作成費請求書情報 サービス提供年月が平成 24 年 3 月まで使用	J311
(6)	計画相談支援給付費請求書情報 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用	J312
(7)	特例計画相談支援給付費請求書情報 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用	J321
(8)	地域生活支援事業請求明細書情報	L121

<作成例(障害福祉サービス)>

交換情報 識別番号	入力識別 別番号	二次審査 年月日	返戻 事由	市町村 番号	事業所 番号	受給者 証番号
E821	J121	20080423	SA01	111111	0000000000	0000000001
E821	J121	20080423	SA01	111111	1111111111	0000000001
E821	J311	20080423	SA01	111111	0000000000	0000000001
E821	J131	20080423	SA01	111111	0000000000	0000000002
E821	J221	20080423	SA01	111111	0000000000	0000000003

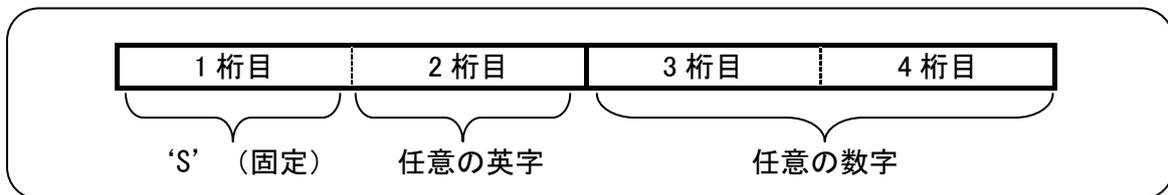
①二次審査結果一覧情報レコード

項番	項目名	属性 (※Z)	バイト 数	内容	必須入力 (※1)	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するための番号	◎	※B
2	入力識別番号	英数	4	入力元の交換情報識別番号を設定する	◎	※2
3	受付年月	コード値	6	請求受付年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する	◎	※Y
4	二次審査年月日	コード値	8	二次審査年月日(西暦年月日 YYYYMMDD)を設定する	◎	※Y
5	返戻事由コード	英数	4	市町村が定めた返戻事由コードを設定する	◎	※3
6	返戻事由	漢字	134	市町村が定めた返戻事由コードに対応する返戻事由を設定する	◎	
7	サービス提供年月	コード値	6	サービスを提供した年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する	◎	※Y
8	市町村番号	コード値	6	受給者証に記載された市町村番号(チェックジット1桁含む)	◎	※C
9	事業所番号	英数	10	サービスを提供した事業所番号	◎	※C
10	受給者証番号	英数	10	受給者証に記載されている受給者証番号	◎	※C

※1: 必須入力 ◎: 必須、○: 請求内容により必須、△: 任意設定、空白: 不要

※2: 「インタフェース仕様書 市町村編 1. 障害福祉サービス等 2. 3. 2(2)二次審査結果一覧情報作成対象レコード」参照。

※3: 返戻事由コードの構成は下記のとおり。



※B: 「インタフェース仕様書 市町村編 1. 障害福祉サービス等 2. 2 インタフェース一覧」参照。

※C: 「インタフェース仕様書 共通編 1. 4 コード一覧」参照。

※Y: 「インタフェース仕様書 共通編 1. 5 留意事項」参照。

※Z: 「インタフェース仕様書 共通編 1. 3 表記法」参照。

2. 3. 4 過誤申立書情報 (EA11)

項番	項目名	属性 (※Z)	バイト 数	内容	必須入力 (※1)	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するための番号	◎	※B
2	申立年月日	コード値	8	過誤申立の申立年月日(西暦年月日 (YYYYMMDD))を設定する	◎	※Y
3	事業所番号	英数	10	サービス提供事業所番号を設定する	◎	※C
4	証記載市町村番号	コード値	6	受給者証に記載された市町村番号を設定する	◎	※C
5	受給者証番号	英数	10	受給者証番号を設定する	◎	※C
6	サービス提供年月	コード値	6	過誤申立の対象となるサービス提供年月 (西暦年月(YYYYMM))を設定する	◎	※Y
7	申立事由コード	英数	4	過誤申立の事由コードを設定する	◎	※2 ※C

※1: 必須入力 ◎: 必須、○: 請求内容により必須、△: 任意設定、空白: 不要

※2: 申立事由コードは、4桁の英数字属性のコードとし、申立情報作成の都度入力を行う。

(1) 過誤申立事由コード構成(上2桁: 様式番号、下2桁: 申立理由番号)は、以下のとおり。

<p>【様式番号】(上2桁)</p> <p>10: 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)</p> <p>11: 訓練等給付費等明細書(様式第三)</p> <p>(サービス提供年月が平成26年3月以前は 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第三))</p> <p>12: 地域相談支援給付費明細書</p> <p>(サービス提供年月が平成24年4月以降使用)</p> <p>20: サービス利用計画作成費請求書</p> <p>(サービス提供年月が平成24年3月まで使用)</p> <p>21: 計画相談支援給付費請求書</p> <p>(サービス提供年月が平成24年4月以降使用)</p> <p>30: 特例介護給付費・特例訓練等給付費等明細書</p> <p>31: 特例計画相談支援給付費請求書</p> <p>(サービス提供年月が平成24年4月以降使用)</p> <p>50: 地域生活支援事業明細書</p>	<p>【申立理由番号】(下2桁)</p> <p>01: 台帳誤り修正による市町村申立の過誤調整</p> <p>02: 請求誤りによる実績取り下げ</p> <p>09: 時効による市町村申立の取り下げ</p> <p>11: 台帳誤り修正による事業所申立の実績取り下げ</p> <p>32: 提供実績記録票誤りによる実績の取り下げ</p> <p>33: 上限の誤りによる実績取り下げ</p> <p>90: その他の事由による台帳過誤</p> <p>99: その他の事由による実績の取り下げ</p>
---	--

(2) 明細書を過誤とした場合は、サービス提供実績記録票および処遇改善助成金(※3)も過誤とする。過誤申立年月が平成25年12月以降は、処遇改善助成金(※3)および特別対策費を除いて、過誤調整を行う。

(3) 利用者負担上限額管理結果票は過誤対象ではなく、事業所インタフェースで修正/取消を行う。

(4) 請求支払額確定後の利用者負担上限額管理結果票の修正はエラーとなるが、利用者負担上限額管理結果票を修正する場合は、過誤申立を行い、請求明細書と利用者負担上限額管理結果票を再度提出する。

※3: サービス提供年月が平成24年3月までの処遇改善助成金。

※B: 「インタフェース仕様書 市町村編 1. 障害福祉サービス等 2. 2インタフェース一覧」参照。

※C: 「インタフェース仕様書 共通編 1. 4 コード一覧」参照。

※Y: 「インタフェース仕様書 共通編 1. 5 留意事項」参照。

※Z: 「インタフェース仕様書 共通編 1. 3 表記法」参照。

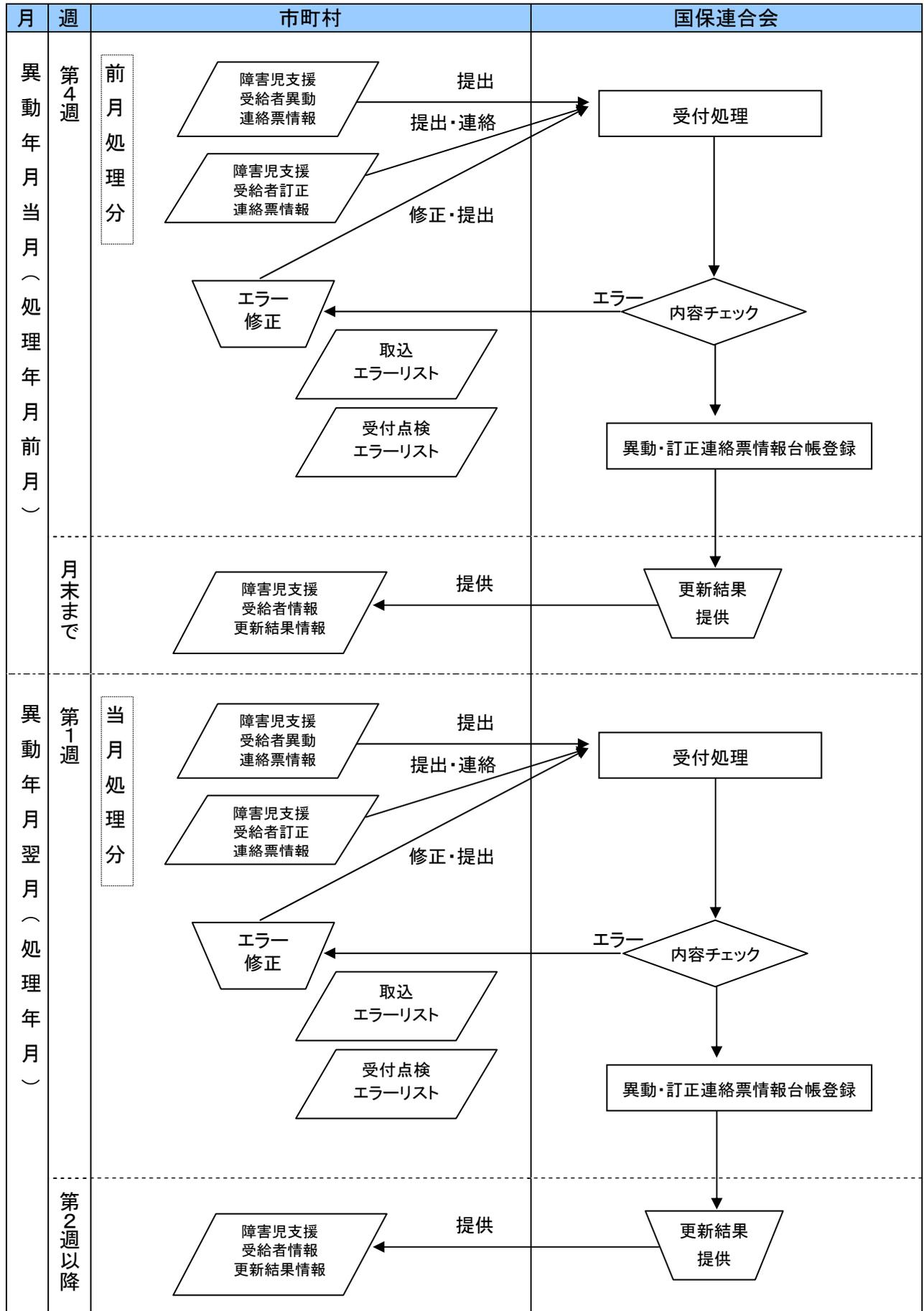
1. 1 受け渡し概要図

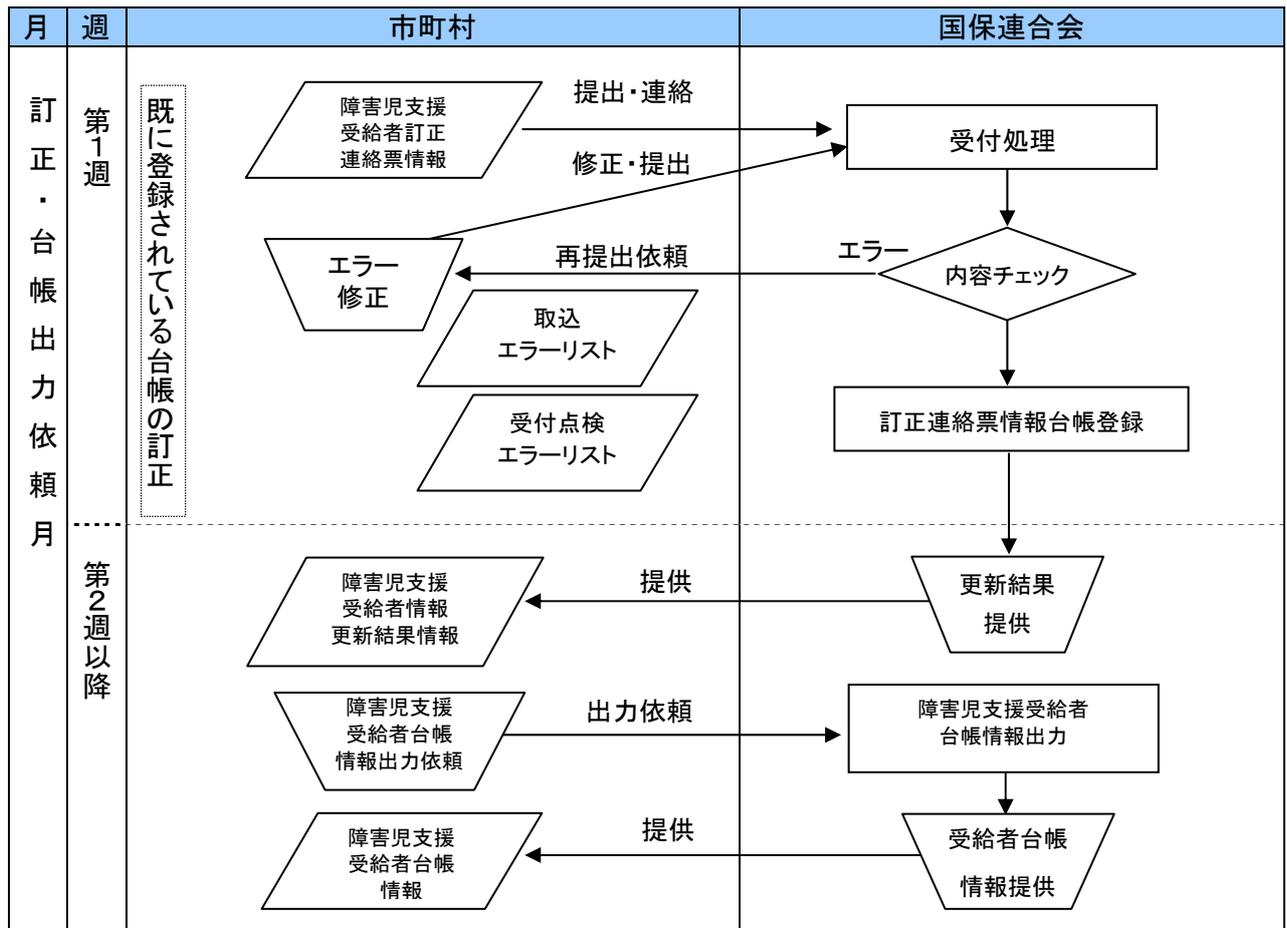
1. 1. 1 障害児支援受給者情報受け渡し概要

市町村	国保連合会
<p>1. 前月処理分として、市町村は、障害児支援受給者の情報に異動が発生した場合、国保連合会に当該月異動分の障害児支援受給者異動連絡票情報(基本情報・支給決定情報・モニタリング情報)を提出する。 なお、提出済みの異動連絡票情報に訂正がある場合は国保連合会に連絡の上、障害児支援受給者訂正連絡票情報(基本情報・支給決定情報・モニタリング情報)を提出する。</p> <p>3. 市町村は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなるまで繰り返す)</p>	<p>2. 国保連合会は、受け付けた障害児支援受給者異動連絡票情報について内容のチェックを行い、エラーを発見した場合は取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、市町村に再提出を依頼する。</p> <p>4. 異動・訂正連絡票情報により、台帳を更新した結果を市町村に提供する。</p>
<p>5. 市町村は、障害児支援受給者の情報に異動が発生した場合、国保連合会に前月処理分以降の異動分の障害児支援受給者異動連絡票情報(基本情報・支給決定情報・モニタリング情報)を提出する。 なお、当月提出分の異動連絡票情報に訂正がある場合は国保連合会に連絡の上、障害児支援受給者訂正連絡票情報(基本情報・支給決定情報・モニタリング情報)を提出する。</p> <p>7. 市町村は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなるまで繰り返す)</p>	<p>6. 国保連合会は、受け付けた障害児支援受給者異動連絡票情報について内容のチェックを行い、エラーを発見した場合は取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、市町村に再提出を依頼する。</p> <p>8. 異動・訂正連絡票情報により、台帳を更新した結果を市町村に提供する。</p>

市町村	国保連合会
<p>9. 市町村は、障害児支援受給者台帳の誤りを発見した場合、国保連合会に連絡の上、障害児支援受給者訂正連絡票情報を提出する。なお、当該訂正が給付実績に影響がある場合には、過誤申立書情報も提出する。</p> <p>11. 市町村は、エラー内容の修正を行い、再度、国保連合会に提出する。(以降、エラーが無くなるまで繰り返す)</p> <p>13. 市町村は、国保連合会が保有している障害児支援受給者情報の出力を依頼する。なお、出力を依頼する時期は、当月処理分の異動連絡票情報を含まないのであれば、第1週とすることも可能。</p>	<p>10. 国保連合会は受け付けた障害児支援受給者訂正連絡票情報を基に受給者台帳の内容を更新する。その際、エラーを発見した場合は取込エラーリスト、受付点検エラーリストを提供し、市町村に再提出を依頼する。</p> <p>12. 障害児支援受給者訂正連絡票情報により、台帳を更新した結果を市町村に提供する。</p> <p>14. 市町村からの出力依頼により、障害児支援受給者台帳の内容を出力し、提供する。</p>
備考	

障害児支援受給者情報受け渡し概要図





1. 2 インタフェース一覧

1. 2. 1 異動情報（入力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	B111	障害児支援受給者異動連絡票情報(基本情報)	障害児支援受給者の新規登録及び変更時に作成する情報(利用者負担上限額、各種減免等の基本情報)	市町村 → 国保連合会	月次	伝送
(2)	B121	障害児支援受給者異動連絡票情報(支給決定情報)	障害児支援受給者の新規登録及び変更時に作成する情報(受給者の決定サービスや支給期間等の支給決定内容の情報)	市町村 → 国保連合会	月次	伝送
(3)	B131	障害児支援受給者異動連絡票情報(モニタリング情報)	障害児支援受給者の新規登録及び変更時に作成する情報(受給者のモニタリング予定月の情報)	市町村 → 国保連合会	月次	伝送
(4)	B161	都道府県等異動連絡票情報(基本情報)	市町村の新規登録・廃止、所在地・連絡先等の変更時に作成する情報	市町村 → 国保連合会	変更時	伝送
(5)	B171	都道府県等異動連絡票情報(独自助成情報)	市町村の独自助成の新規登録及び変更時に作成する情報	市町村 → 国保連合会	変更時	伝送
(6)	B181	都道府県等異動連絡票情報(行政区情報)	政令市における行政区の登録及び変更時に作成する情報	市町村 → 国保連合会	変更時	伝送
(7)	B1F1	障害児支援個人番号異動連絡票情報	障害児支援受給者の新規登録及び変更時に作成する個人番号に係る情報	市町村 → 国保連合会	月次	伝送

1. 2. 2 訂正情報（入力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	B211	障害児支援受給者訂正連絡票情報(基本情報)	国保連合会へ登録済みの障害児支援受給者情報に対する訂正情報(利用者負担上限額、各種減免等の基本情報)	市町村 → 国保連合会	訂正時	伝送
(2)	B221	障害児支援受給者訂正連絡票情報(支給決定情報)	国保連合会へ登録済みの障害児支援受給者情報に対する訂正情報(受給者の決定サービスや支給期間等の支給決定内容の情報)	市町村 → 国保連合会	訂正時	伝送
(3)	B231	障害児支援受給者訂正連絡票情報(モニタリング情報)	国保連合会へ登録済みの障害児支援受給者情報に対する訂正情報(受給者のモニタリング予定月の情報)	市町村 → 国保連合会	訂正時	伝送
(4)	B261	都道府県等訂正連絡票情報(基本情報)	国保連合会へ登録済みの市町村情報(基本情報)に対する訂正情報	市町村 → 国保連合会	訂正時	伝送
(5)	B271	都道府県等訂正連絡票情報(独自助成情報)	国保連合会へ登録済みの市町村情報(独自助成情報)に対する訂正情報	市町村 → 国保連合会	訂正時	伝送
(6)	B281	都道府県等訂正連絡票情報(行政区情報)	国保連合会へ登録済みの政令市情報(行政区情報)に対する訂正情報	市町村 → 国保連合会	訂正時	伝送
(7)	B2F1	障害児支援個人番号訂正連絡票情報	国保連合会へ登録済みの障害児支援個人番号情報に対する訂正情報	市町村 → 国保連合会	訂正時	伝送

1. 2. 3 更新結果情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	B311	障害児支援受給者情報 更新結果情報(基本情報)	障害児支援受給者異動(訂正)連絡 票情報の更新結果情報(利用者負担 上限額、各種減免等の基本情報)	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(2)	B321	障害児支援受給者情報 更新結果情報 (支給決定情報)	障害児支援受給者異動(訂正)連絡 票情報の更新結果情報(受給者の決 定サービスや支給期間等の支給決 定内容の情報)	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(3)	B331	障害児支援受給者情報 更新結果情報 (モニタリング情報)	障害児支援受給者異動(訂正)連絡 票情報の更新結果情報(受給者のモ ニタリング予定月の情報)	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(4)	B361	都道府県等情報更新結果 情報(基本情報)	都道府県等異動(訂正)連絡票情報 (基本情報)の更新結果情報	国保連合会 → 市町村	変更時	伝送
(5)	B371	都道府県等情報更新結果 情報(独自助成情報)	都道府県等異動(訂正)連絡票情報 (独自助成情報)の更新結果情報	国保連合会 → 市町村	変更時	伝送
(6)	B381	都道府県等情報更新結果 情報(行政区情報)	都道府県等異動(訂正)連絡票情報 (行政区情報)の更新結果情報	国保連合会 → 市町村	変更時	伝送
(7)	B3F1	障害児支援個人番号情報 更新結果情報	障害児支援個人番号異動(訂正)連 絡票情報の更新結果情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送

1. 2. 4 国保連合会台帳情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	B411	障害児支援受給者台帳情報(基本情報)	国保連合会保有の障害児支援受給者台帳情報(基本情報)	国保連合会 → 市町村	依頼時	伝送
(2)	B421	障害児支援受給者台帳情報(支給決定情報)	国保連合会保有の障害児支援受給者台帳情報(支給決定情報)	国保連合会 → 市町村	依頼時	伝送
(3)	B431	障害児支援受給者台帳情報(モニタリング情報)	国保連合会保有の障害児支援受給者台帳情報(モニタリング情報)	国保連合会 → 市町村	依頼時	伝送
(4)	B461	都道府県等台帳情報(基本情報)	国保連合会保有の都道府県等台帳情報(基本情報)	国保連合会 → 市町村	依頼時	伝送
(5)	B471	都道府県等台帳情報(独自助成情報)	国保連合会保有の都道府県等台帳情報(独自助成情報)	国保連合会 → 市町村	依頼時	伝送
(6)	B481	都道府県等台帳情報(行政区情報)	国保連合会保有の都道府県等台帳情報(行政区情報)	国保連合会 → 市町村	依頼時	伝送
(7)	B4F1	障害児支援個人番号台帳情報	国保連合会保有の障害児支援個人番号台帳情報	国保連合会 → 市町村	依頼時	伝送

2. 2 インタフェース一覧

2. 2. 1 一次審査結果資料情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	B711	一次審査結果票情報	全体の正常・警告・返戻(予定)件数等の結果情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(2)	B721	一次審査済 障害児通所給付費・ 入所給付費等請求書 情報	一次審査結果を付加した障害児 通所給付費・入所給付費等請求 書情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(3)	B731	一次審査済 明細書等情報	一次審査結果を付加した明細書 等情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(4)	B741	一次審査済 障害児相談支援給付費 請求書情報	一次審査結果を付加した障害児 相談支援給付費請求書情報(基 本情報レコードのみ) サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(5)	B742	一次審査済 特例障害児相談支援 給付費請求書情報	一次審査結果を付加した特例障 害児相談支援給付費請求書情報 (基本情報レコードのみ) サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(6)	B751	一次審査済 特例障害児通所給付費 等請求書情報	一次審査結果を付加した特例障 害児通所給付費等請求書情報 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(7)	B7A1	一次審査結果票	全体の正常・警告・返戻(予定)件 数等の結果票	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(8)	B7B1	返戻(予定)一覧表	一次審査結果が返戻(予定)とな った内容の一覧表	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(9)	B7C1	警告一覧表	一次審査結果が警告・警告(重 度)となった内容の一覧表	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(10)	B7D1	支給量オーバーチェック リスト	決定支給量を超過している対象者 に関する決定サービスコード単位 の決定支給量超過状況の一覧表	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(11)	B7E1	請求時効該当確認 リスト	請求時効該当確認のリスト	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(12)	B7F1	時効却下リスト	時効却下のリスト	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(13)	B7G1	返戻(予定)一覧表情報	一次審査結果が返戻(予定)とな った内容の一覧表情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(14)	B7H1	警告一覧表情報	一次審査結果が警告・警告(重 度)となった内容の一覧表情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(15)	B7J1	支給量オーバーチェックリスト情報	決定支給量を超えている対象者に関する決定サービスコード単位の決定支給量超過状況の一覧表情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(16)	B7K1	請求時効該当確認リスト情報	請求時効該当確認のリスト情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(17)	B7L1	時効却下リスト情報	時効却下のリスト情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送
(18)	B7M1	審査対象明細表	二次審査対象となった請求情報に関する一次審査結果の詳細内容の一覧表	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(19)	B7N1	審査対象明細表情報	二次審査対象となった請求情報に関する一次審査結果の詳細内容の一覧表情報	国保連合会 → 市町村	月次	伝送

2. 2. 2 二次審査結果情報（入力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	B811	二次審査結果票情報	一次審査結果票情報に二次審査結果を付加した結果情報	市町村 → 国保連合会	月次	伝送
(2)	B821	二次審査結果一覧情報	明細書単位の二次審査結果の情報	市町村 → 国保連合会	月次	伝送

2. 2. 3 都道府県等請求情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	B9A1	障害児給付費等払込請求書	市町村が国保連合会へ納入するための払込請求書	国保連合会 → 市町村	月次	帳票
(2)	B9B1	障害児給付費等払込請求書内訳表	障害児給付費等払込請求書の内訳表	国保連合会 → 市町村	月次	帳票
(3)	B9C1	障害児給付費等審査支払手数料払込請求書	市町村が審査支払手数料を国保連合会へ納入するための払込請求書	国保連合会 → 市町村	月次	帳票
(4)	B9D1	障害児給付費等請求額通知書	市町村へサービス種類毎の請求決定額を通知するための帳票情報	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(5)	B9E1	障害児給付費等決定請求明細表	市町村へ障害児施設及びサービス種類毎の請求決定額を通知するための帳票情報	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(6)	B9F1	返戻等一覧表	返戻対象者、返戻要因の一覧表	国保連合会 → 市町村	月次	PDF

2. 2. 4 過誤申立書情報（入力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	BA11	過誤申立書情報	過誤を申立てるための理由と対象となる給付実績を特定するための情報を記載した情報	市町村 → 国保連合会	月次	伝送

2. 2. 5 過誤決定通知書情報（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	BBA1	過誤決定通知書	市町村へ過誤調整を行った結果を通知するための情報	国保連合会 → 市町村	月次	PDF

2. 2. 6 取込エラーリスト（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	BEA1	二次審査結果票情報 取込エラーリスト	二次審査結果票情報取込時のエラーリスト	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(2)	BEB1	二次審査結果一覧情報 取込エラーリスト	二次審査結果一覧情報取込時のエラーリスト	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(3)	BEC1	過誤申立書情報 取込エラーリスト	過誤申立書情報取込時のエラーリスト	国保連合会 → 市町村	月次	PDF

2. 2. 7 受付点検エラーリスト（出力情報）

項番	識別	情報名	内容	ルート	周期	媒体
(1)	BFA1	二次審査結果票情報 受付点検エラーリスト	二次審査結果票情報受付点検時のエラーリスト	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(2)	BFB1	二次審査結果一覧情報 受付点検エラーリスト	二次審査結果一覧情報受付点検時のエラーリスト	国保連合会 → 市町村	月次	PDF
(3)	BFC1	過誤申立書情報 受付点検エラーリスト	過誤申立書情報受付点検時のエラーリスト	国保連合会 → 市町村	月次	PDF

2. 3. 2 二次審査結果情報

(1) 二次審査結果票情報 (B811)

国保連合会の一次審査結果通りの場合は、二次審査結果票情報を国保連合会に提出する。また、その場合は、二次審査結果一覧情報を提出する必要はない。

① 基本情報レコード

項番	項目名		属性 (※Z)	バイト 数	内容	必須入力 (※1)	備考	
1	交換情報識別番号		英数	4	当情報の内容を識別するための番号	◎	※B	
2	レコード種別コード		コード値	2	01を設定する(基本情報)	◎		
3	証記載都道府県等番号		コード値	6	受給者証に記載された市町村番号を設定する	◎	※C	
4	証記載都道府県等名		漢字	40	受給者証に記載された市町村名を設定する	◎		
5	受付年月		コード値	6	請求受付年月(西暦年月YYYYMM)を設定する	◎	※Y	
6	計	受付件数	数値	12	受付件数を設定する	◎		
7		正常件数	数値	12	件数を設定する	◎		
8		警告件数	数値	12	件数を設定する	◎		
9		返戻件数	数値	12	件数を設定する	◎		
10		請求額	給付費	数値	12	給付費を設定する	◎	
11			特別対策費	数値	12	特別対策費を設定する	○	※2 ※3
12		自治体助成分請求額		数値	12	自治体助成分請求額を設定する	○	
13	高額障害児通所給付費		数値	12	高額障害児通所給付費を設定する	○		
14	二次審査年月日		コード値	8	二次審査年月日(西暦年月日YYYYMMDD)を設定	◎	※Y	

※1: 必須入力 ◎: 必須、○: 請求内容により必須、△: 任意設定、空白: 不要

※2: サービス提供年月が平成25年4月以降は、設定しない。

※3: 受付年月が平成25年12月以降は、設定しない。

※B: 「インタフェース仕様書 市町村編 II. 障害児支援 2.2 インタフェース一覧」参照。

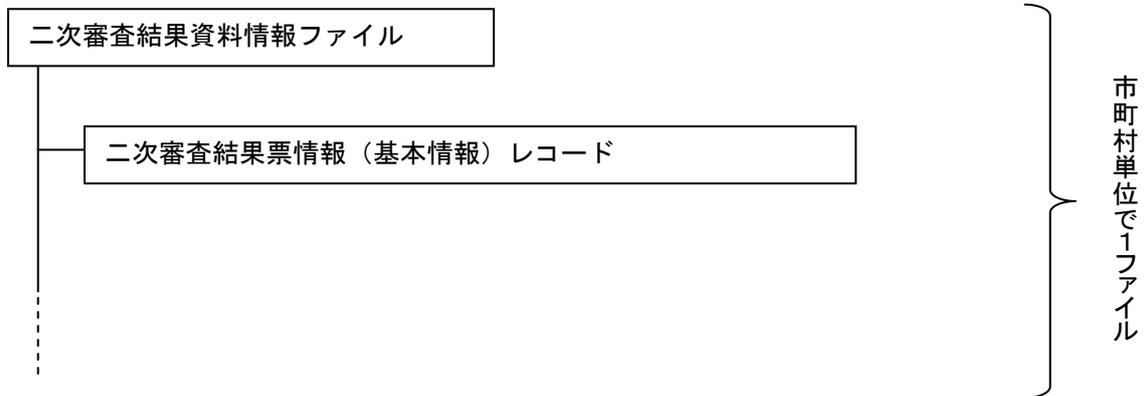
※C: 「インタフェース仕様書 共通編 1.4 コード一覧」参照。

※Y: 「インタフェース仕様書 共通編 1.5 留意事項」参照。

※Z: 「インタフェース仕様書 共通編 1.3 表記法」参照。

二次審査結果票情報 ファイル構成図

レコードの編綴(ファイル内の格納順序)



(2) 二次審査結果一覧情報 (B821)

二次審査結果一覧情報は、一次審査済明細書等情報の下記レコードを対象に二次審査結果情報を作成する。

< 二次審査結果一覧情報作成対象レコード >

項番	二次審査結果一覧情報作成レコード	入力識別番号
(1)	障害児通所給付費・入所給付費等明細書情報 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用	K122
(2)	特例障害児通所給付費等明細書情報 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用	K221
(3)	障害児相談支援給付費請求書情報 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用	K311
(4)	特例障害児相談支援給付費請求書情報 サービス提供年月が平成 24 年 4 月以降使用	K321

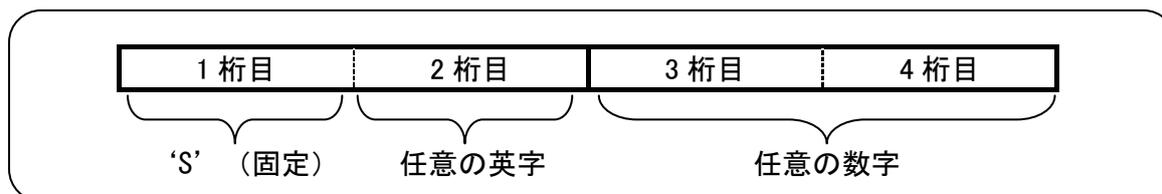
① 二次審査結果一覧情報レコード

項番	項目名	属性 (※2)	バイト 数	内容	必須入力 (※1)	備考
1	交換情報識別番号	英数	4	当情報の内容を識別するための番号	◎	※B
2	入力識別番号	英数	4	入力元の交換情報識別番号を設定する	◎	※2
3	受付年月	コード値	6	請求受付年月(西暦年月 YYYYMM)を設定する	◎	※Y
4	二次審査年月日	コード値	8	二次審査年月日(西暦年月日 YYYYMMDD)を設定する	◎	※Y
5	返戻事由コード	英数	4	市町村が定めた返戻事由コードを設定する	◎	※3
6	返戻事由	漢字	134	市町村が定めた返戻事由コードに対応する返戻事由を設定する	◎	
7	サービス提供年月	コード値	6	サービスを提供した年月(西暦年月 YYYYMM を設定する)	◎	※Y
8	都道府県等番号	コード値	6	受給者証に記載された市町村番号(チェックデジット 1 桁含む)	◎	※C
9	事業所番号	英数	10	サービスを提供した事業所番号	◎	※C
10	受給者証番号	英数	10	受給者証に記載されている受給者証番号	◎	※C

※1: 必須入力 ◎: 必須、○: 請求内容により必須、△: 任意設定、空白: 不要

※2: 「インタフェース仕様書 市町村編 II. 障害児支援 2. 3. 2(2)二次審査結果一覧情報作成対象レコード」参照。

※3: 返戻事由コードの構成は下記のとおり。



※B: 「インタフェース仕様書 市町村編 II. 障害児支援 2. 2 インタフェース一覧」参照。

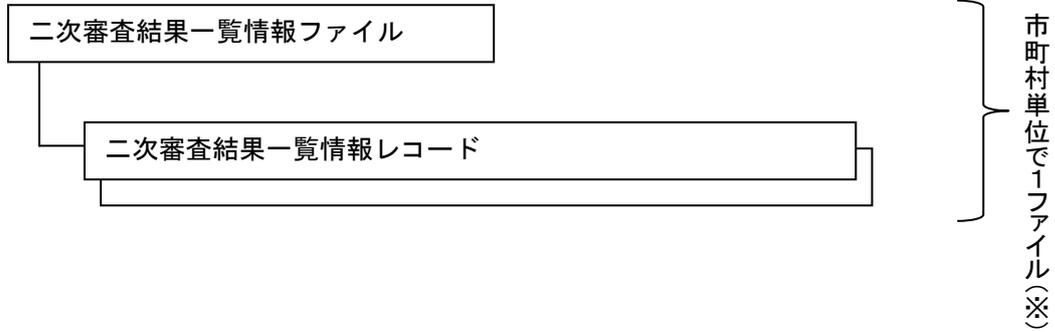
※C: 「インタフェース仕様書 共通編 1. 4 コード一覧」参照。

※Y: 「インタフェース仕様書 共通編 1. 5 留意事項」参照。

※Z:「インタフェース仕様書 共通編 1.3 表記法」参照。

二次審査結果一覧情報 ファイル構成図

レコードの編綴(ファイル内の格納順序)



※政令市で受給者証に記載する市町村番号を行政区毎に分けている場合であっても、政令市単位で1ファイルとする